



美濃市
人権施策推進指針
(第4次)

2022 (令和4) 年3月



はじめに

人権とは、すべての人が生まれながらに持つ権利であり、その人が幸せな人生を送るためには必要不可欠な大切なものです。私たち一人ひとりが人権を尊重し合い、まわりの人の人権に配慮した行動ができるよう、社会全体として人権尊重の気運を醸成していくことが必要です。

そのため本市では、すべての人の人権が尊重され、相互に共存する平和で豊かな社会を実現するため、2007（平成19）年に「美濃市人権施策推進指針」を策定し、2012（平成24）年、2017（平成29）年と改定を行い、関連計画との連携を図りながら人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

しかし、家族や地域の住民同士のつながりが希薄化するなど、社会を取り巻く環境は日々変化しており、子どもや高齢者、障がいのある人など社会的弱者への虐待、異性への暴言・暴力、インターネットを悪用した人権侵害、最近では性的指向の異なる人への偏見や差別など、人権に関わるさまざまな問題が生じ、新聞やニュースによって悲しい事件もたびたび報道されます。

このような中、本市では人権をめぐる社会状況の変化等を踏まえ、「美濃市人権施策推進指針」を改定しました。これまでの指針の基本理念「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」を継承しつつ、従来の基本施策である、人権教育の推進、人権啓発の推進、相談・支援体制の充実の3つの柱に、「市民等との協働」を加えました。人権は市民の皆さまの身近なところにも関わりがあり、行政だけでなく市全体としての取り組みが必要との思いから、重要な施策と位置づけ、皆さまと一緒に推進してまいりたいと考えています。皆さまには、家庭や職場など、自分の身近なところで感じた人権について考えてみるどころから取り組んでいただきたいと思ひます。

結びに、この指針の策定にあたり、それぞれのお立場からの貴重なご意見や熱心なご議論をいただきました策定委員会の皆さまをはじめ、アンケートにご協力をいただきました市民の皆さまに、心から御礼を申し上げます。

2022（令和4）年3月

美濃市長 武藤 鉄 弘





目 次

第1章 指針の策定にあたって	1
1 指針策定の背景・目的	1
(1) 国際的な動き	1
(2) 国の動き	2
(3) 県の動き	3
(4) 美濃市の指針策定	4
2 指針の性格・位置づけ	5
3 指針の期間	6
第2章 人権をめぐる市民意識と課題	7
1 市民意識の把握	7
2 人権に対する関心と意識	8
(1) 関心のある人権問題	8
(2) 人権問題に関する授業や講座等の受講経験	9
(3) 人権問題に対する意識等の変化	10
3 人権侵害への対応	12
(1) 人権侵害を受けた経験	12
(2) 人権侵害への対応	13
4 人権尊重社会の実現に向けて	14
(1) 人権侵害に対する相談や救済のために必要なこと	14
(2) 人権意識を高めるために必要な取り組み	15
(3) 人権意識を高めるための方法	16
第3章 基本的な考え方	17
1 人権についての考え方	17
2 基本理念	17
3 基本施策	18
(1) 人権教育の推進	18
(2) 人権啓発の推進	19
(3) 相談・支援体制の充実	20
(4) 市民等との協働	21
4 めざす姿	22
第4章 分野別の課題と方向性	23
1 女性の人権	23
(1) 現状と課題	23
(2) 取り組みの方向性	25
2 子どもの人権	27
(1) 現状と課題	27





(2) 取り組みの方向性	29
3 高齢者の人権	31
(1) 現状と課題	31
(2) 取り組みの方向性	33
4 障がいのある人の人権	35
(1) 現状と課題	35
(2) 取り組みの方向性	37
5 同和問題	39
(1) 現状と課題	39
(2) 取り組みの方向性	41
6 外国人の人権	43
(1) 現状と課題	43
(2) 取り組みの方向性	45
7 感染症患者等の人権	46
(1) 現状と課題	46
(2) 取り組みの方向性	48
8 刑を終えて出所した人の人権	49
(1) 現状と課題	49
(2) 取り組みの方向性	49
9 犯罪被害者等の人権	51
(1) 現状と課題	51
(2) 取り組みの方向性	53
10 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人の人権	54
(1) 現状と課題	54
(2) 取り組みの方向性	57
11 インターネットによる人権侵害	59
(1) 現状と課題	59
(2) 取り組みの方向性	61
12 さまざまな人権問題	63
(1) 現状と課題	63
(2) 取り組みの方向性	64

第5章 人権施策の推進に向けて 65

1 推進体制	65
2 進捗管理	65

第6章 参考資料 66

1 指針の策定経過	66
2 世界人権宣言と人権関連条約・法規	69
3 人権関連相談窓口等	80
4 用語解説	82





第1章 指針の策定にあたって

I 指針策定の背景・目的

(1) 国際的な動き

1948(昭和23)年、国連総会において、「世界人権宣言」が採択されて以来、人権に関する数多くの国際規範が採択されるなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ続けたことから、1994(平成6)年の国連総会において、「世界人権宣言」の意義が再確認されるとともに、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国に行動計画の策定が求められるなど、世界的な規模で活動が展開されることとなりました。

「人権教育のための国連10年」は、2004(平成16)年で終了しましたが、2004(平成16)年の国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。これを受け、2005(平成17)年からの第1フェーズでは初等・中等教育、2010(平成22)年からの第2フェーズでは高等教育とあらゆるレベルにおける教育者、公務員、法執行者等の人権研修、2015(平成27)年からの第3フェーズではメディア専門家とジャーナリストへの人権研修に重点を置いた取り組みが展開されてきました。そして、2020(令和2)年からの第4フェーズでは「青少年のための人権教育」をテーマに取り組みが進められています。

また、国連では、2003(平成15)年から2012(平成24)年までを「国連識字の10年」とし、「すべての人に教育を」をスローガンに取り組みが進められました。さらに、持続可能な共生社会をつくっていくため、2005(平成17)年から2014(平成26)年までを、「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法律や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、さまざまな課題に向き合い、解決していく力を育むための取り組みが各地で進められてきました。

このように、国連では、重要な人権問題について集中的に取り組む「国際の10年」や「国際年」、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。開発や安全保障と並んで人権が重要分野の一つとし





て取り上げられており、2006（平成18）年に人権委員会が「人権理事会」に格上げされ、人権と基本的自由の保護、促進とそのための加盟国への勧告、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処と勧告など、人権に関する取り組みの充実が図られています。

なお、2008（平成20）年に、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」が採択されています。さらに、2011（平成23）年には、国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化するべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されています。

（2）国の動き

日本においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約が締結され、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。とりわけ、同和問題のほか、女性や障がいのある人などの多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題などについて、国際的な動きと連動した取り組みが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取り組みは十分とは言えず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。

また、同年、「人権擁護施策推進法」が施行され、その後、人権教育及び人権啓発のより一層の推進を図るため、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告などが盛り込まれました。

これに基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002（平成14）年に策定されると、人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討が行われ、2008（平成20）年までの3次にわたり「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。そして、2011（平成23）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画」に、北朝鮮当局による拉致問題などに関する事項が追加されま





した。

この間、子ども、高齢者、障がいのある人に対する虐待防止のための法律が整備されるとともに、2004（平成16）年に「障害者基本法」が改正され、2016（平成28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。また、2013（平成25）年には「いじめ防止対策推進法」、2014（平成26）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子どもの貧困対策推進法）、2016（平成28）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されるなど、さまざまな人権問題にかかわる法律や制度の整備が進められています。

（3）県の動き

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、地方公共団体の責務について、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されています。

岐阜県においても、1998（平成10）年に庁内の人権関係部局が連携・協力し、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的とした「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」が設置されました。

2000（平成12）年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、さまざまな人権に関する問題への取り組みを推進するため、「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

そして、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画で示された基本的考え方を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている地方公共団体の責務に基づき、2003（平成15）年に「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。この指針により、岐阜県が進める人権教育及び人権啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための総合的な取り組みが進められています。

2005（平成17）年には、それまでの「岐阜県人権啓発連絡協議会」を改組・拡充し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として、県民を代表する有識者などで構成される「岐阜県人権懇話会」が設置されました。

その後、2008（平成20）年に、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「岐阜県人権施策推進指針」の第一次改定が行われました。2009（平成21）年度から





10年間の県政の方向性を定めた岐阜県の長期構想を踏まえるとともに、分野別施策については、県の各分野と連携を取りながら、施策展開が図られることとなりました。

こうした中、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災において示された多くの国民の行動力は、「人を思いやる心」、「人と人とのつながりの大切さ」に改めて気づききっかけとなり、日々の生活において心の豊かさがより重視されるようになりました。このような社会情勢の変化やそれまでの取り組みを踏まえ、2013（平成25）年に第二次改定、2018（平成30）年には第三次改定が行われ、県民一人ひとりが「よく生き合う力」を育むことのできる人権教育及び人権啓発の推進が図られています。

（4）美濃市の指針策定

このように人権に関する取り組みが国内外で進められる中、美濃市では、「人権施策推進指針」を2007（平成19）年3月に策定し、「市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現」に向け、人権教育及び人権啓発に関する施策の計画的な推進を図り、2012（平成24）年3月に第2次、2017（平成29）年3月には第3次と改定を重ねてきました。

これまでの経過を踏まえ、人権尊重社会の実現に向けた美濃市の基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、人権施策をより総合的かつ効果的に推進していくため、新たに「人権施策推進指針（第4次）」を策定（改定）するものです。





2 指針の性格・位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき国（法務省）が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」（2002（平成14）年3月策定、2011（平成23）年4月変更）や「岐阜県人権施策推進指針」（2018（平成30）年3月第3次改定）を踏まえるとともに、美濃市の総合計画との整合や関連計画との連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発に関する施策の方向性などの基本的な方針を示すものです。

図表1-1 指針の位置づけ



図表1-2 美濃市の主な関連計画

計画名	所管課
美濃市教育振興基本計画	教育総務課
男女共同参画いきいきプラン美濃	総合政策課
美濃市子ども・子育て支援事業計画	福祉子ども課
美濃市高齢者福祉計画（美濃市総合福祉計画のうち）	高齢福祉保険課
美濃市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（同上）	福祉子ども課
美濃市地域福祉計画・地域福祉活動計画（同上）	福祉子ども課
わくわく元気プラン美濃21	保健センター





3 指針の期間

この指針は、国や岐阜県の動きを踏まえつつ、美濃市の総合計画との整合を図り、より長期的な視点に立って人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間の期間とします。ただし、社会情勢や市民意識の変化などにより、必要に応じて、期間の中間（5年後を目途）に見直すこととします。

図表1-3 指針の期間

年度	2022 令和 4	2023 令和 5	2024 令和 6	2025 令和 7	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和 10	2029 令和 11	2030 令和 12	2031 令和 13
国	人権教育・啓発に関する基本計画 ※期間の定めなし									
岐阜県	人権施策推進指針（第4次改定）※見込み									
美濃市	第6次総合計画 ※令和3年度～									
	人権施策推進指針（第4次）									

↑必要に応じて見直し





第2章 人権をめぐる市民意識と課題

I 市民意識の把握

この指針の策定（改定）にあたり、市民の人権に対する関心や意識等を把握するため、2021（令和3）年11月に「人権に関する市民意識調査」（以下「2021年調査」といいます。）を実施しました。

図表2-1 2021年調査の概要

調査対象	15歳以上の（中学校を卒業している）市民
調査方法	住民基本台帳より無作為抽出し、郵送により調査票を配布・回収
調査期間	2021（令和3）年11月1日～15日
調査数	1,000
有効回答数	443
有効回答率	44.3%

※詳細は、「美濃市人権に関する市民意識調査結果報告書」（福祉子ども課において閲覧可）に掲載しています。



2 人権に対する関心と意識

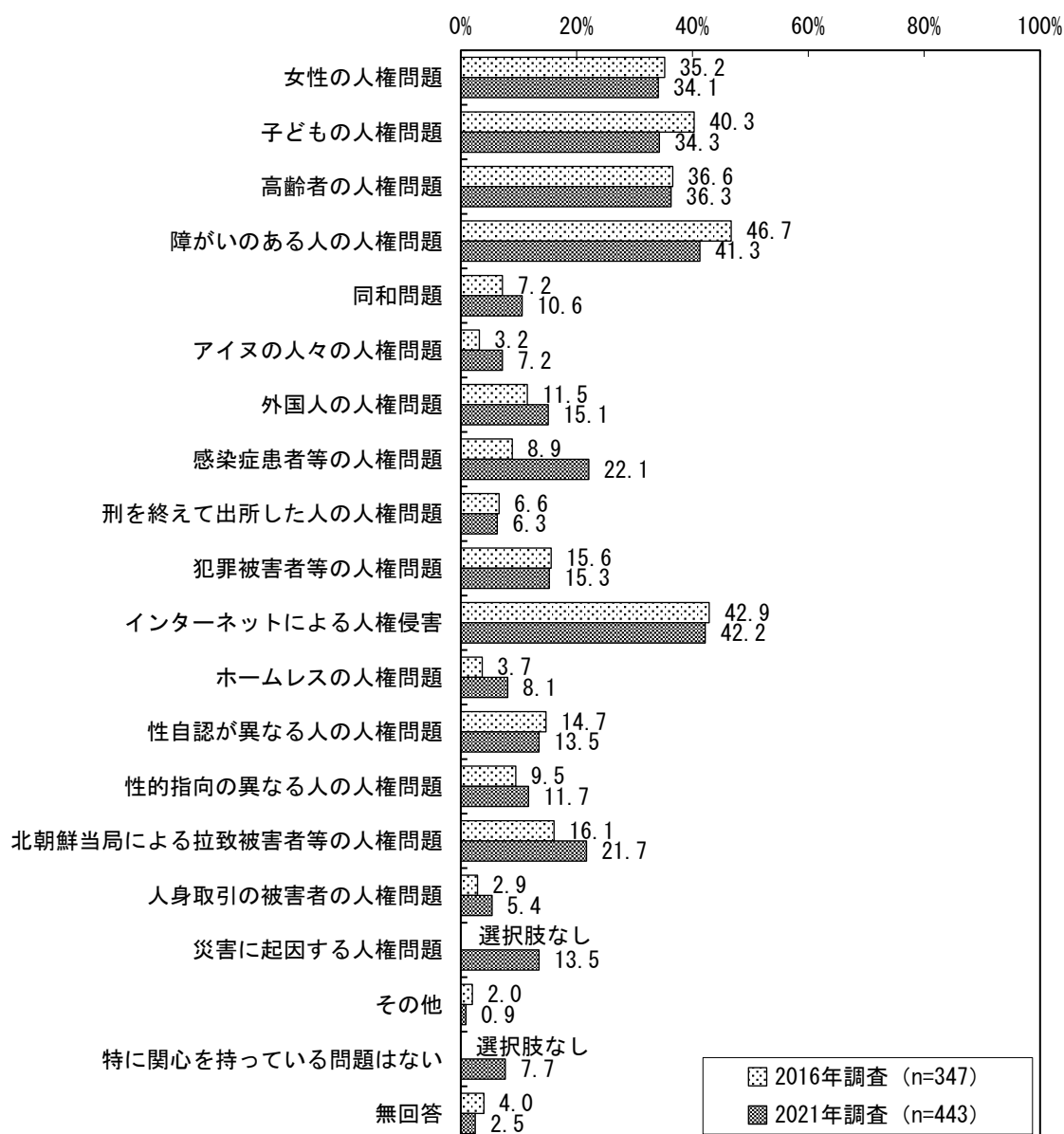
(1) 関心のある人権問題

2021年調査において、関心を持っている人権問題についてたずねたところ、「インターネットによる侵害」が42.2%と最も高く、次いで、「障がいのある人の人権問題」(41.3%)、「高齢者の人権問題」(36.3%)、「子どもの人権問題」(34.3%)、「女性の人権問題」(34.1%)などとなっています。

2016(平成28)年11月に実施した「人権に関する市民意識調査」(以下「2016年調査」といいます。)においても、この5項目が上位を占めていますが、これらに次ぐ「感染症患者等の人権問題」(22.1%)は10ポイント以上上昇しており、人権問題はより多様化していると言えます。

なお、「特に関心を持っている問題はない」は7.7%と低くなっています。

図表2-2 関心のある人権問題(複数回答)



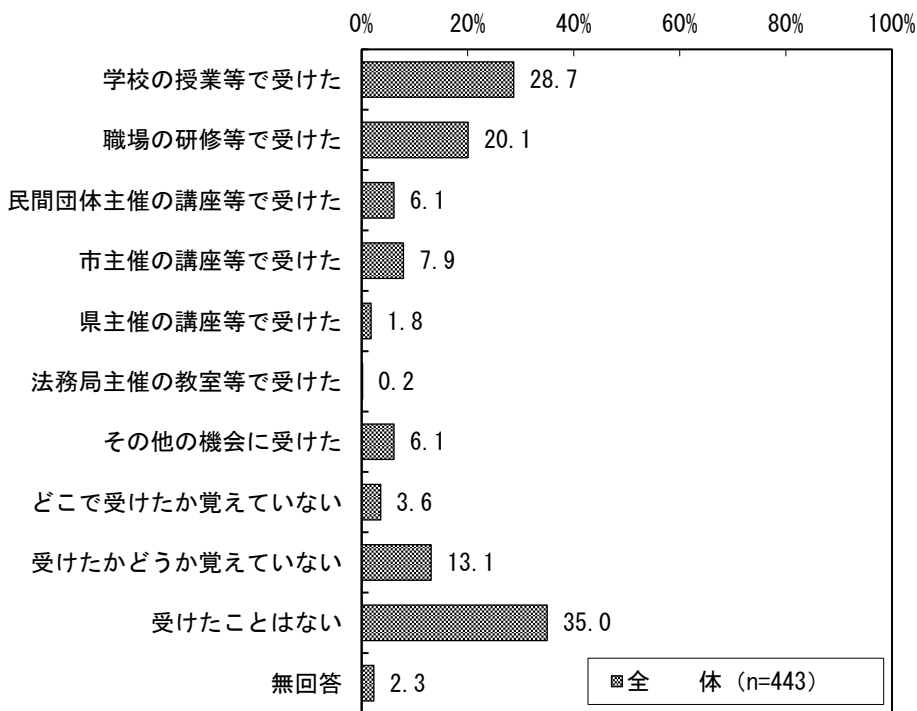


(2) 人権問題に関する授業や講座等の受講経験

学校や職場、地域での人権問題に関する授業や講座等の受講経験についてたずねたところ、「受けたことはない」は35.0%で、受けたことがあったとしても経験があるとは言い難い「受けたかどうか覚えていない」(13.1%)をあわせると、5割弱の人が《経験がない》となっています。

一方、そのほかの選択項目《経験がある》の中では、「学校の授業等で受けた」が28.7%と最も高く、次いで、「職場の研修等で受けた」が20.1%となっています。

図表 2-3 人権問題に関する授業や講座等の受講経験（複数回答）



※この設問は2021年調査のみ実施

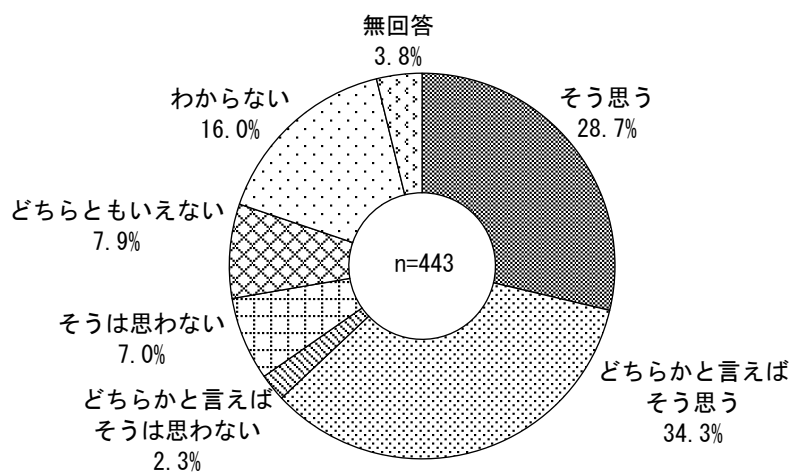




(3) 人権問題に対する意識等の変化

人権問題についての授業や講座等を受講したり、報道等を視聴することで、人権問題について考える機会が増えたと思うかたずねたところ、「そう思う」(28.7%)と「どちらかと言えばそう思う」(34.3%)を合わせた《考える機会が増えたと思う》は63.0%となっています。一方、「そうは思わない」(7.0%)と「どちらかと言えばそうは思わない」(2.3%)を合わせた《考える機会が増えたとは思わない》は9.3%となっています。また、「どちらともいえない」が7.9%、「わからない」が16.0%となっています。

図表 2-4 授業や講座等の受講や報道等の視聴により人権問題について考える機会が増えたか



※この設問は2021年調査のみ実施

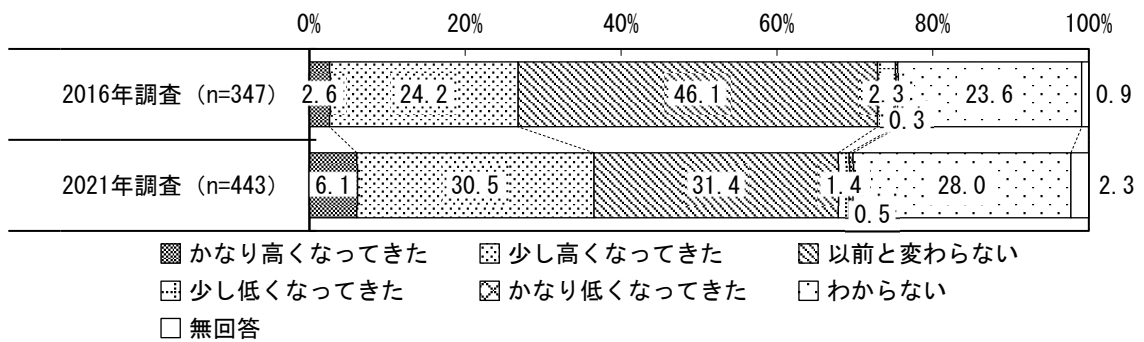




さらに、市民一人ひとりの人権意識がこの5年前でどう変化したと感ずるかたずねたところ、「かなり高くなってきた」(6.1%)と「少し高くなってきた」(30.5%)を合わせた《高くなってきた》が36.6%となっています。一方、「かなり低くなってきた」(0.5%)と「少し低くなってきた」(1.4%)を合わせた《低くなってきた》は1.9%とわずかですが、「以前と変わらない」が31.4%、「わからない」も28.0%となっています。

2016年調査と比較すると、《高くなってきた》が10ポイント程度上昇し、「以前と変わらない」が10ポイント以上低下しています。

図表2-5 この5年間で市民一人ひとりの人権意識がどう変化したと感じているか



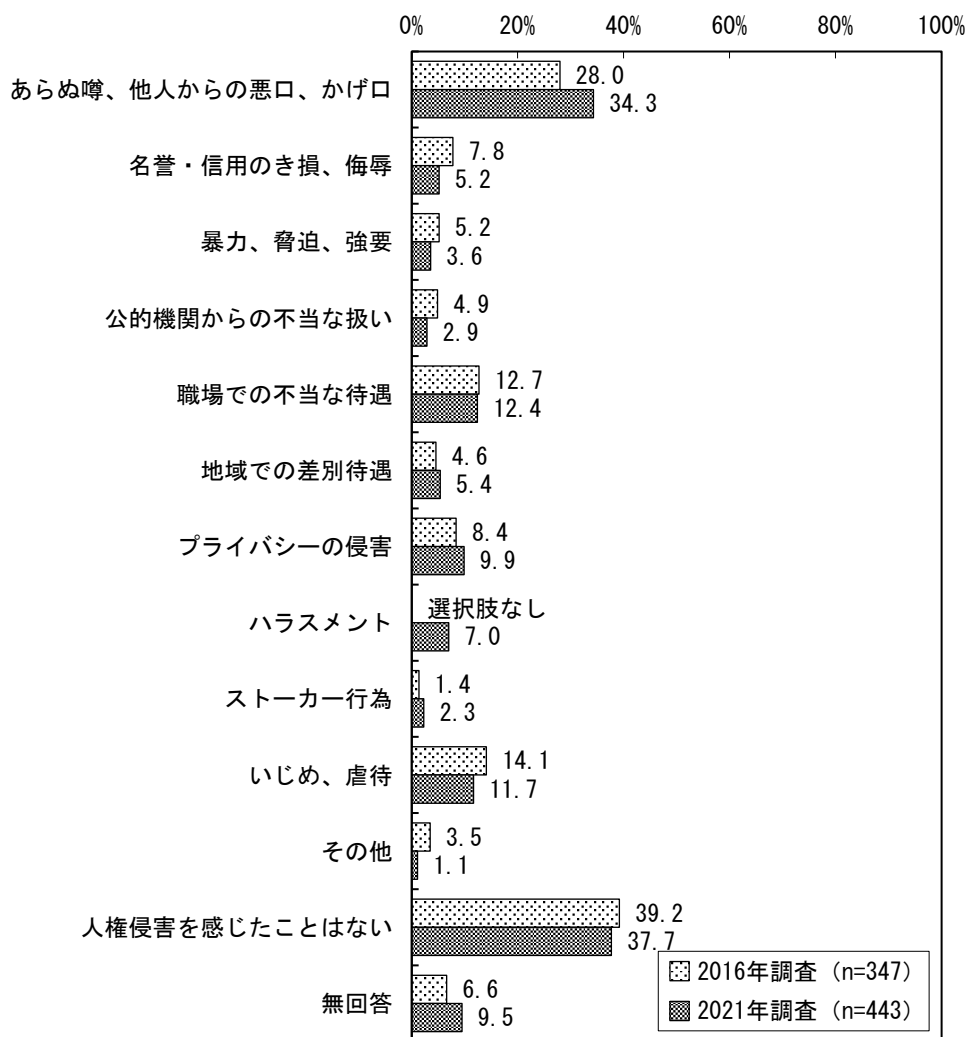


3 人権侵害への対応

(1) 人権侵害を受けた経験

これまでに自分や自分の家族への人権侵害を感じたことがあるかたずねたところ、「人権侵害を感じたことはない」が37.7%となっており、このほかの項目では、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」が34.3%と依然として最も高く、2016年調査に比べてもやや高くなっています。なお、これら以外の項目は、2016年調査とほぼ同程度となっています。

図表2-6 これまでに自分や自分の家族が受けた人権侵害（複数回答）

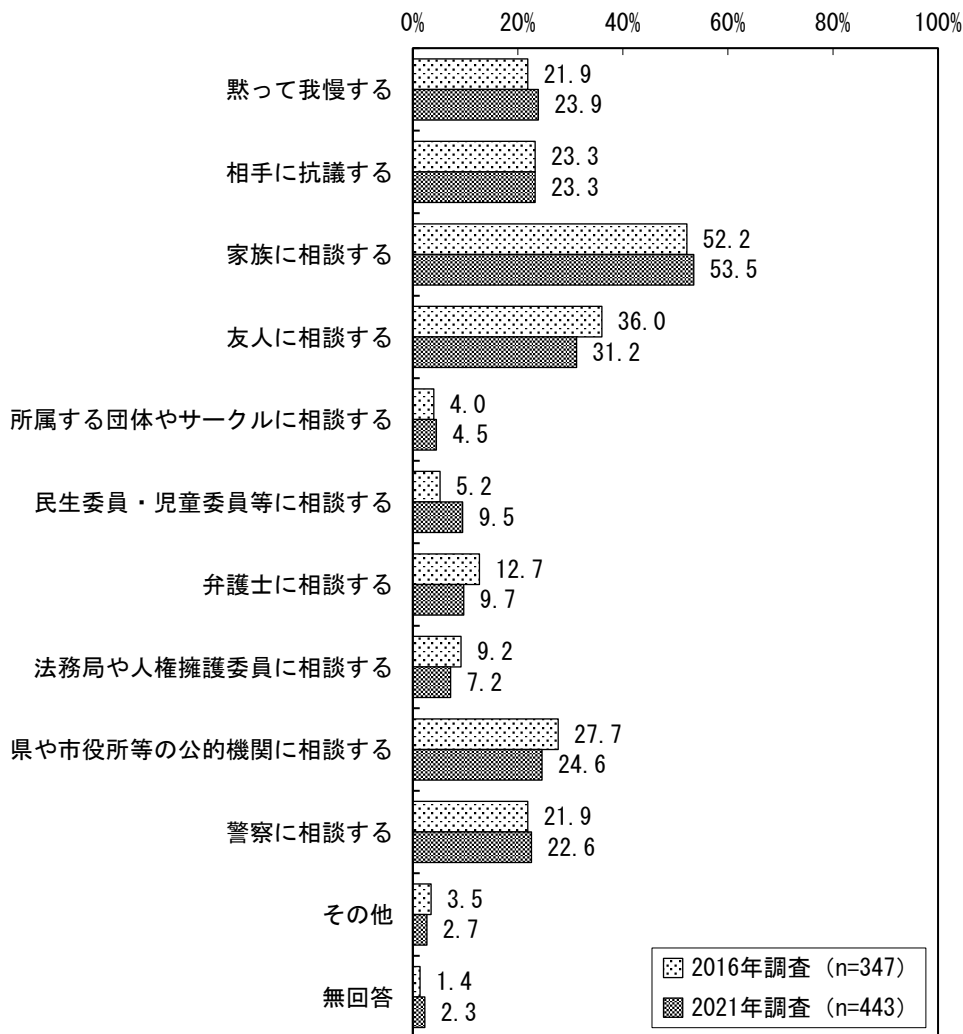




(2) 人権侵害への対応

人権侵害を受けたときの対応としては、「家族に相談する」が53.5%と依然として最も高く、次いで、「友人に相談する」が31.2%となっています。これ以外の項目も2016年調査とほぼ同程度となっていますが、「県や市役所等の公的機関に相談する」(24.6%)、「警察に相談する」(22.6%)、「相手に抗議する」(23.3%)といった積極的な対応とともに、「黙って我慢をする」も23.9%と比較的高くなっています。人権侵害を受けた際に「黙って我慢をする」ことなく相談できるような環境づくりも必要であると言えます。

図表 2-7 人権侵害を受けた場合にどのような対応をするか（複数回答）





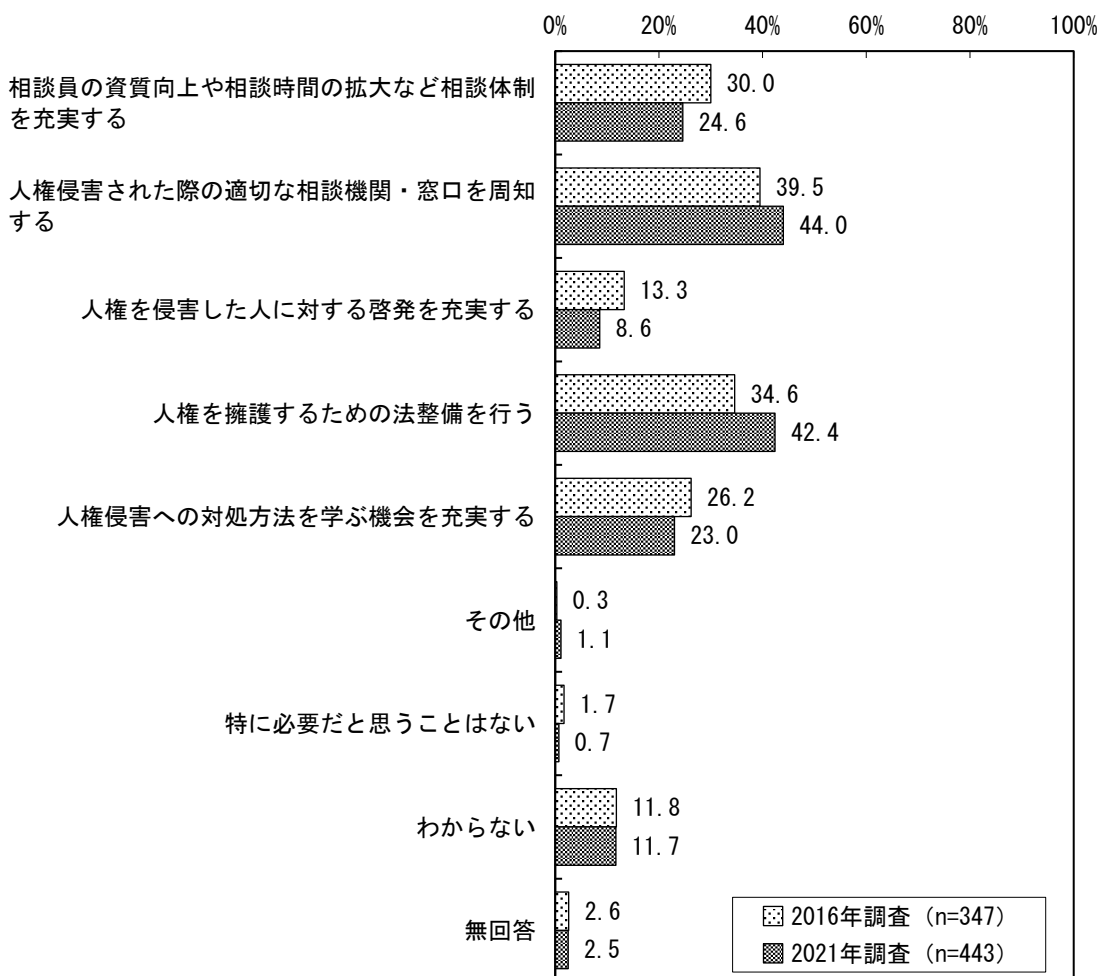
4 人権尊重社会の実現に向けて

(1) 人権侵害に対する相談や救済のために必要なこと

人権侵害に対する相談や救済のために特にどのようなことが必要だと思いかたずねたところ、「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を周知する」が44.0%と最も高く、次いで、「人権を擁護するための法整備を行う」(42.4%)、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など相談体制を充実する」(24.6%)、「人権侵害への対処方法を学ぶ機会を充実する」(23.0%) などとなっています。

2016年調査と比較しても、これら上位項目の順序は変わっておらず、引き続き、人権に関する相談機関・窓口の周知や体制の充実などに取り組んでいく必要があると言えます。

図表2-8 人権侵害に対する相談や救済のために特にどのような取り組みが必要か(2つまで回答)

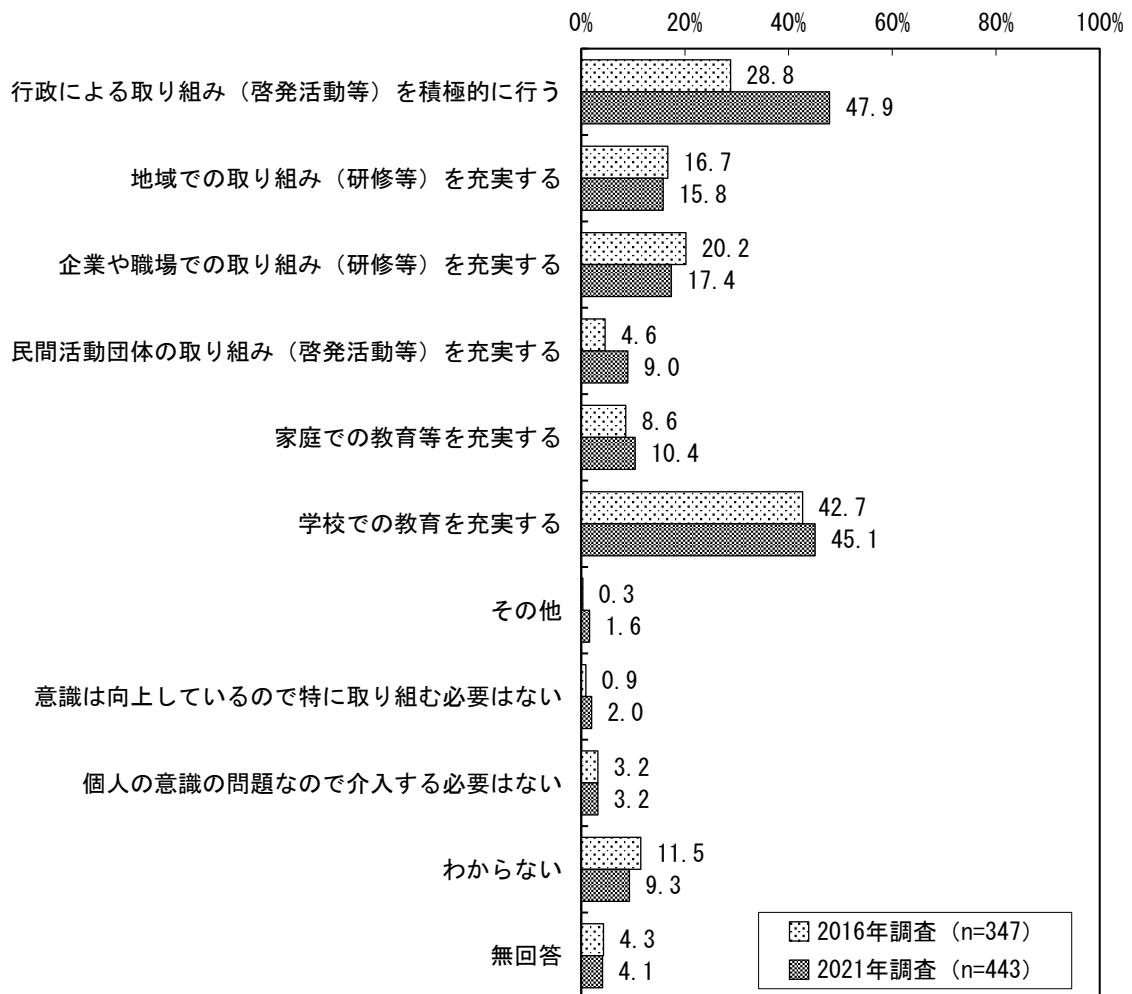




(2) 人権意識を高めるために必要な取り組み

また、今後、人権問題への理解を深め、人権意識を高めていくために特にどのようなことに取り組む必要があると思うかたずねたところ、「行政による取り組み（啓発活動等）を積極的に行う」が47.9%と、2016年調査より20ポイント程度上昇し、最も高くなっています。これ次いで、「学校での教育を充実する」も45.1%と高くなっています。特に、行政による人権啓発の推進とともに、引き続き、学校における人権教育の推進が求められていると言えます。

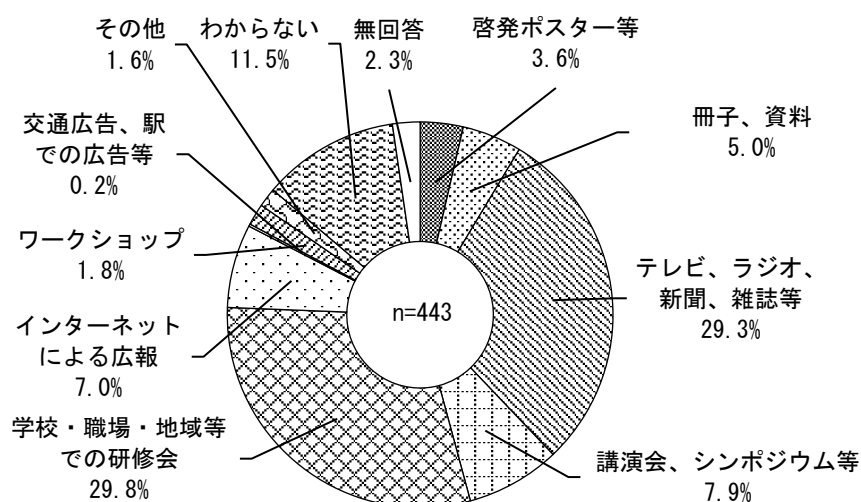
図表2-9 人権意識を高めるために特にどのような取り組みが必要か（2つまで回答）



(3) 人権意識を高めるための方法

さらに、今後、人権問題への理解を深め、人権意識を高めるための最も有効な方法についてたずねたところ、「学校・職場・地域等での研修会」の開催が29.8%と最も高く、次いで、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等」を通じた広報がほぼ同程度の29.3%となっています。

図表2-10 人権意識を高めるためにどのような方法が最も有効か



※この設問は2021年調査のみ実施

第3次の指針に基づき、行政や地域、企業等が人権教育及び人権啓発に関するさまざまな取り組みを進める中、市民には、人権問題に関する授業や講座等の受講などを通じ、人権問題について考える機会が増え、一人ひとりの人権意識は着実に高まっているとと言えます。この人権意識の着実な高まりをより多くの市民が実感することにより、ますます人権問題について考える機会が増え、一人ひとりの人権意識が高まっていく好循環が期待されます。

人権教育及び人権啓発の取り組みは、行政に大きく期待されていますが、人権施策を推進していくためには、市民をはじめ、関係団体や企業等との協働が欠かせません。市民等と共に一定の目標に向かって取り組み、定期的にその成果を測定し、効果や課題等の検証を含め、市民等と共有していくことにより、より効果的な人権施策の展開が可能となります。一方で、市民が人権侵害を受けた場合には、それを救済する相談と支援の体制づくりも求められています。

人権問題がますます多様化する中において、これらの施策は、どのような課題に対しても共通して必要な基本的なものです。こうした基本的な施策や共通の目標のもと、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、感染症患者等、また、同和問題、インターネットによる人権侵害など、個別の人権課題の状況に応じた、きめ細かな施策展開を図っていく必要があります。



第3章 基本的な考え方

1 人権についての考え方

「人権」とは、人としての尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

そうした「人としての尊厳に基づく固有の権利」「人々の生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」である人権は、すべての人に保障されなくてはなりません。

しかし、自分の人権を主張するだけでは、他人の人権を侵害する場合もあり、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、自らの権利を知り、それと同時に他人の権利も等しく尊重する社会をつくっていかねばなりません。

互いの権利を認め合う社会をつくることにより、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを尊重しながらも、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことにより、地域の中で互いを支え合う「共生のまち」が実現されます。

2 基本理念

人権に関する現状をみると、人権問題が多様化する一方、人命を軽視した暴力や虐待、人としての尊厳を無視した差別や偏見、いじめ、ハラスメント、インターネット上の匿名性を悪用した人権侵害、無意識の人権侵害など、いわゆる人権尊重の理念がいまだ欠如している事案が発生しています。

引き続き、市民一人ひとりが人権を尊重し、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う人権尊重の意識が根づいた社会の構築をめざし、次の基本理念を掲げます。

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現





3 基本施策

基本理念の実現に向けては、多様化している各人権問題の分野別の取り組み（第4章を参照）を進めるとともに、各人権問題において共通する基本的な施策については、関係部局が連携し、また、市民や関係団体、企業等と協働して、総合的な施策展開を図っていく必要があります。そこで、次の4つの基本施策を掲げます。

(1) 人権教育の推進

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う幼稚園・保育園、小・中学校などにおける教育（保育を含む）は大変重要です。学校教育において、幼児・児童・生徒などが社会生活を営む上で必要な知識や態度を身につけることにより、人権尊重の精神を養っていく必要があります。

また、生涯にわたり、豊かな人権感覚を養っていく上で、社会の基礎的単位である家庭や最も身近な社会集団である地域は、重要な役割を担っています。社会教育においては、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフステージのあらゆる機会において、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。また、人権に関する学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

①学校教育における人権教育の推進

- ・「学校人権教育を推進するための全体構想」（美濃市人権教育推進研究会）に基づき、幼児・児童・生徒の発達段階に応じ、人権尊重の意識を高め、主体的に人権問題に取り組むことができる力を育むとともに、一人ひとりを大切にすることを推進します。
- ・人権教育に関する研修や交流により、教職員の資質向上と指導方法の改善を図ります。
- ・社会教育と連携し、ボランティア活動などの多様な体験活動や高齢者、障がいのある人などさまざまな人々との交流の機会の充実を図るなど、豊かな人間性や社会性を育みます。

②社会教育における人権教育の推進

- ・地域別人権啓発講演会を継続して開催するなど、あらゆる機会を通じ、人権に関する学習の一層の充実を図るとともに、社会教育施設を活用し、学校や社会教育関係団体等と連携して人権に関する多様な学習機会を提供します。





- ・地域において人権教育を推進する指導者の養成など、社会教育における指導体制の充実に努めます。
- ・家庭教育学級等を通じ、親子が共に人権感覚を身につけられるような学習機会の充実に努めるとともに、情報提供の強化などにより参加促進を図ります。

(2) 人権啓発の推進

人権啓発は、人権教育を除き、広く人権尊重意識の普及、高揚を図るための研修、情報提供、広報活動などであり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることを目的としたものです。

しかしながら、多様な人権問題がある中、啓発の内容や方法については、市民の理解と共感が得られるものであることが必要です。例えば、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの人権問題について認識を深める啓発、生命の尊さ、大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重し合うことが大切であることを訴えかけるような啓発などが必要です。

市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念を日常生活の中で自覚して定着するように、人権感覚を育む人権啓発を今後も効果的に行っていくことが求められます。

①市民に対する人権啓発の推進

- ・広報みのや市ホームページのほか、「人権みの」（年3回発行）、「わたしの人権メッセージ」（年1回発行）、「人間（ひと）がかがやく」（年1回発行）など、さまざまなメディアを活用し、すべての市民に届く人権啓発を推進します。
- ・市民自らが人権問題を考える機会となる人権問題市民啓発講演会やわたしの人権メッセージ展などを継続して開催するとともに、内容の充実や周知の強化などにより参加促進を図ります。
- ・さまざまな人権問題について認識を深める小冊子・図書などの充実に努めます。

②企業等に対する人権啓発の推進

- ・商工会議所等と連携し、人権問題市民啓発講演会等への従業員等の参加を促します。
- ・商工会議所やハローワーク等と連携し、企業等における人材の採用にあたり、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るよう、情報共有に努めます。
- ・企業等が実施する研修等と連携を図るなど、企業等が「人権尊重のまちづくり」の担い手となる環境づくりに取り組みます。





(3) 相談・支援体制の充実

市民一人ひとりが自分の人権を守るためには、自分の気持ちを伝える力も必要です。しかし、悩みや不安を抱える人は、気持ちが混乱していたり、動揺していたりすることがあるため、自分自身の思っていることを伝えるのが容易でないこともあります。そのような相談者の状況にも配慮し、相談者が安心かつ信頼して自分の悩みを自分の言葉で相談できる環境をつくっていく必要があります。

また、暴力や虐待などの人権侵害を受けた人は、必ずしも第三者に相談するとは限りません。年齢や障がい、その他の状況により、自らの思いを伝えることができない場合もあります。そうした状況を考慮に入れ、人権が脅かされる事態を未然に防ぐ環境をつくるとともに、万が一、人権侵害が発生したときに迅速に対応できる体制を整えておく必要があります。

一方で、市民からの相談や人権侵害を受けた人への支援に的確に対応するためには、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、医療・福祉関係職員など）の人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、研修等の充実による資質向上が求められます。

①相談体制の充実

- ・より多くの市民に各種相談窓口を認知してもらえよう、周知を図ります。
- ・相談者が安心して相談できるよう、個人情報の保護を徹底しつつ、相談者の個別のケースに柔軟に対応できる体制を整えます。

②支援体制の充実

- ・暴力や虐待などにより人権が脅かされる事態を未然に防ぐよう、また、発生した場合でも迅速に対応できるよう、関係機関や関係団体との連携を強化します。
- ・市民一人ひとりの尊厳ある暮らしを守るため、女性や子ども、高齢者、障がいのある人などの人権を守る民間団体の活動を支援していきます。

③人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修の充実

- ・市民の模範、地域の指導者となるべき市職員及び教職員等の人権感覚を養成し、人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、研修等の充実を図ります。また、個人情報の重要性について自覚し、個人情報を正しく取り扱うよう、資質向上に努めます。
- ・相談や支援に直接携わる医療・福祉関係職員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権尊重の理念などについて正しく認識し、的確に対応できる人材の育成のための研修等への積極的な参加を促進します。





(4) 市民等との協働

人権は、すべての市民の暮らしと密接に関わっています。そして、人権を取り巻く環境は、日々変化しています。そうした社会の変化に反応し、対策を講じていくためには、市民、関係団体、企業等を含めた市全体での取り組みが不可欠です。

- ・人権施策を推進するにあたり、人権擁護委員はもとより、市民や関係団体、企業等と協働し、総合的かつ包括的に人権問題の解決に取り組みます。

➤ 施策体系

基本理念	市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現	基本施策	○人権教育の推進	分野別の取り組み	・女性の人権
			○人権啓発の推進		・子どもの人権
			○相談・支援体制の充実		・高齢者の人権
			○市民等との協働		・障がいのある人の人権
					・同和問題
					・外国人の人権
					・感染症患者等の人権
					・刑を終えて出所した人の人権
					・犯罪被害者等の人権
					・性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人の人権
					・インターネットによる人権侵害
					・さまざまな人権問題





4 めざす姿

市民等との協働により基本理念の実現をめざすためには、市民等と 10 年後の「めざす姿」(目標)を共有するとともに、その成果も定期的に把握し、共有していく必要があります。これにより効果的な施策展開が期待されます。そこで、現状を表す3つの視点(指標)を目安に、市民等と共に「めざす姿」(目標)の達成をめざします。

➤ 現在の姿

指 標	現在の値
人権問題に関する講座や授業等を受けたことのある市民の割合	49.6%
人権問題について考える機会が増えた市民の割合	63.0%
市民一人ひとりの人権意識が高まっていると感じる市民の割合	36.6%

※「現在の値」は、「2021年調査」(調査数:1,000人、有効回答率:44.3%)により把握した値です。

➤ めざす姿

市民一人ひとりが、人権問題と関わり、 人権問題について考え、人権に対する意識を高める

めざす姿の達成に向け、行政をはじめ市民や関係団体、企業等が協働して取り組みを進める必要があります。例えば、人権に関する講座等の開催回数を増やし、市民の誰もが2年に一度は講座等に参加できるようにしたり、広報紙や各種メディアから発信される人権に関する情報に関心を持ち、利用したりするなどの取り組みを進め、人権に対する意識を高めていきます。

～ めざす姿の達成にはより多くの市民の皆さんの協力が必要です ～

- ✓ 行政等が開催する人権に関する講座等に主体的に参加しましょう
- ✓ 地域や企業等においても積極的に人権に関する講座等を開催しましょう
- ✓ 広報みののほか、さまざまなメディアを活用し、人権に関する情報を提供しますので、利用しましょう
- ✓ 人権について、いろいろなことを感じ、考えましょう
- ✓ 人権について、より多くの人といろいろな感覚や思考を共有しましょう
- ✓ そして、自分や周囲の人権意識の高まりを実感しましょう





第4章 分野別の課題と方向性

I 女性の人権

(1) 現状と課題

女性問題への取り組みは、国際的には 1975（昭和 50）年の国際婦人年を契機として進められてきました。

日本においては、1985（昭和 60）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

また、岐阜県においては、2003（平成 15）年に「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

2015（平成 27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務（常時雇用する労働者数 100 人以下の事業主は努力義務）化されました。

また、男女間の暴力に関しては、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が施行されました。ストーカー行為や DV（ドメスティック・バイオレンス）のほか、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等も重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性で、被害が深刻化しやすいとされています。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識が根強く残る社会構造の問題があり、今なお法整備が進められています。

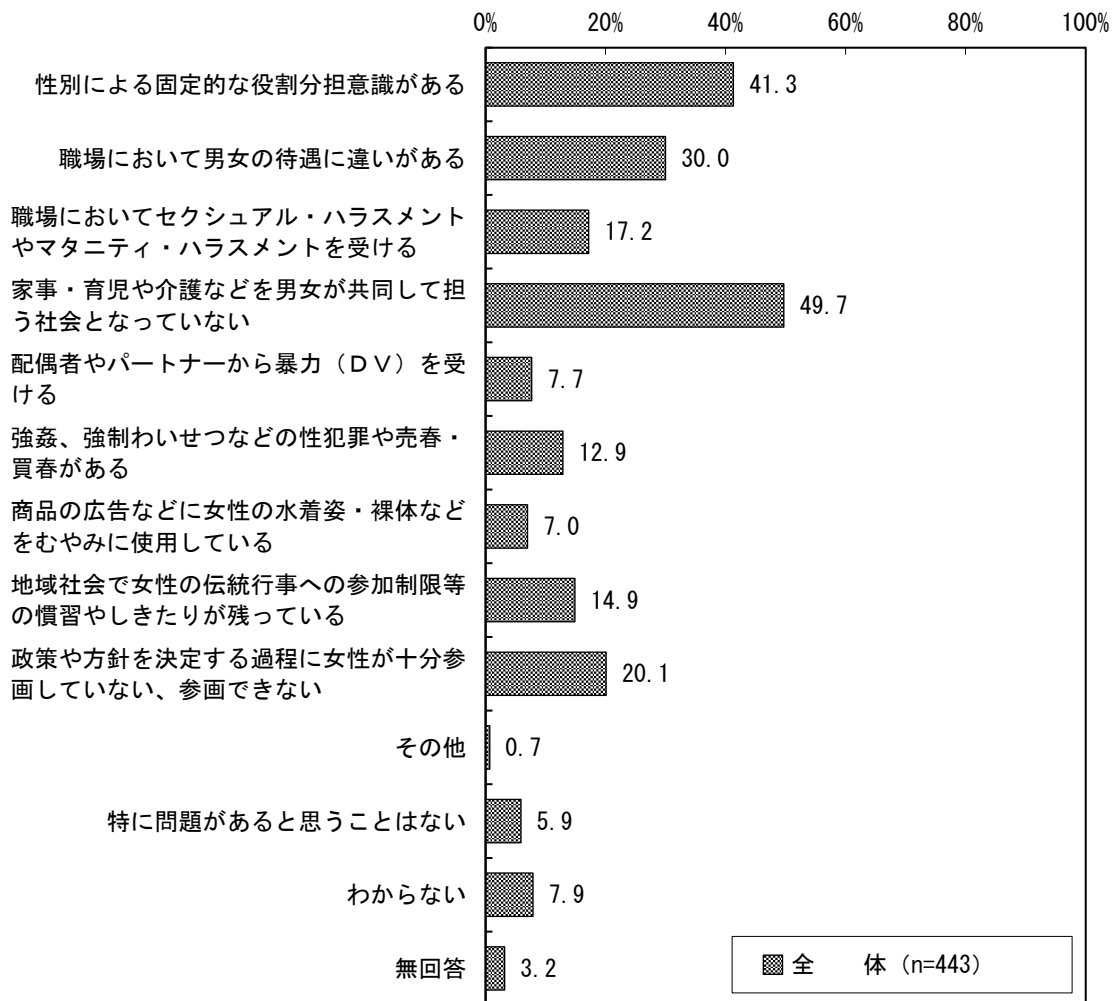
美濃市においては、「男女共同参画社会基本法」が制定される前の 1998（平成 10）年に「男女共同参画いきいきプラン美濃」を策定、2008（平成 20）年に第 2 次プラン、2018（平成 30）年に第 3 次プランを策定しています。第 3 次プランでは、「美濃市女性活躍推進計画」及び「美濃市 DV 防止基本計画」を含め、「共に歩み 共に支え合い だれもが活躍できる男女共同参画社会の実現」に向け、さまざまな取り組みを進めています。





2021年調査において、女性の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「家事・育児や介護などを男女が共同して担う社会となっていない」が49.7%と最も高く、次いで、「性別による固定的な役割分担意識がある」(41.3%)、「職場において男女の待遇に違いがある」(30.0%)などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は5.9%と低くなっています。

図表4-1 女性の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）

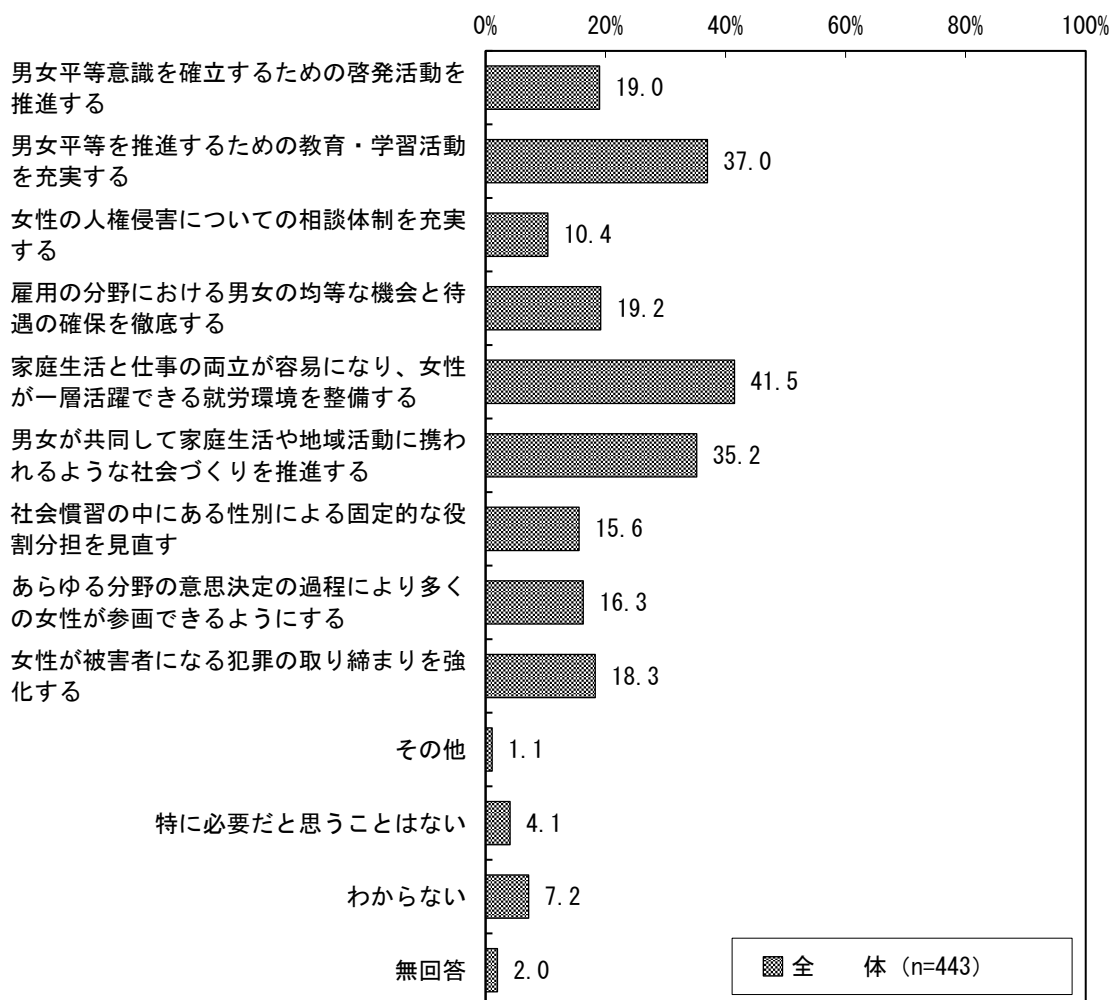




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、女性の人権を尊重していくために必要なことについてたずねたところ、「家庭生活と仕事の両立が容易になり、女性が一層活躍できる就労環境を整備する」が41.5%と最も高く、次いで、「男女平等を推進するための教育・学習活動を充実する」(37.0%)、「男女が共同して家庭生活や地域活動に携われるような社会づくりを推進する」(35.2%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は4.1%と低くなっています。

図表4-2 女性の人権を尊重していくために必要なこと（3つまで回答）





依然として、性別による役割分担意識は根強く、家庭や職場、地域など、さまざまな場面において女性が不利益を受けることが少なくないと言えます。また、夫やパートナーからの暴力、ストーカー行為など、女性に対する暴力事案は、顕在化しにくく、被害も深刻化しやすいため、社会的に問題となっています。このように、真に男女平等の社会が実現されているとは言い難い状況にあり、さらなる取り組みが求められています。

「男女共同参画いきいきプラン美濃」を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①家庭や職場、地域における固定的な性別役割分担意識をなくし、とりわけ、子育てや介護は、男女が共同して担っていくことができるよう、広報みのはじめ、さまざまなメディアを活用し、啓発活動に取り組みます。
- ②女性が仕事と家庭を担いながら自己啓発活動等にも取り組めるよう、関係機関等と連携し、働き方の見直しなどによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及に努めるとともに、マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産等を理由とする不利益な扱い）の禁止など均等な扱いについての周知を図るなど、女性が活躍できる職場づくりを推進します。
- ③ジェンダーに基づく偏見や制度・慣行等の見直しを図り、家庭や職場、地域、その他のあらゆる分野における意思決定の場に男女が対等に参画できるように、性別にかかわらず誰もが尊重される社会づくりを推進します。
- ④女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、情報の収集や周知に努めるとともに、関係機関等と連携し、暴力被害者からの相談、保護、自立のための支援に努めます。





2 子どもの人権

(1) 現状と課題

現在、子どもを取り巻く社会全体の環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットやスマートフォン・携帯電話、ゲーム機などの普及などにより、著しく変化しています。こうした中、児童虐待、いじめなどの人権侵害のほか、不登校やひきこもり、子どもの貧困など、子どもの存在や尊厳をめぐる問題が深刻化しています。さらに、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもの周囲の環境はますます悪化しています。

児童虐待を含む児童相談については、2004（平成16）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」といいます。）と「児童福祉法」が改正され、市町村が家庭児童相談に応じることとなり、美濃市としても要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関等との連携・協力体制を確保し、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護に努めています。なお、児童虐待（身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待）に関しては、2019（令和元）年の「児童虐待防止法」の改正により、親権者等による体罰の禁止が明文化されました。

いじめの問題に対しては、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。この法律には、学校におけるいじめの防止等や重大事態への対処等について定められています。

貧困の問題に対しても、同年、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が制定され、1989（平成元）年に国連総会において採択された「児童の権利に関する条約」の精神に則り、子どもの貧困の解消に向けた総合的な対策が推進されています。

子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。大人と同様に人権を有する存在として、最大限に尊重されなければなりません。

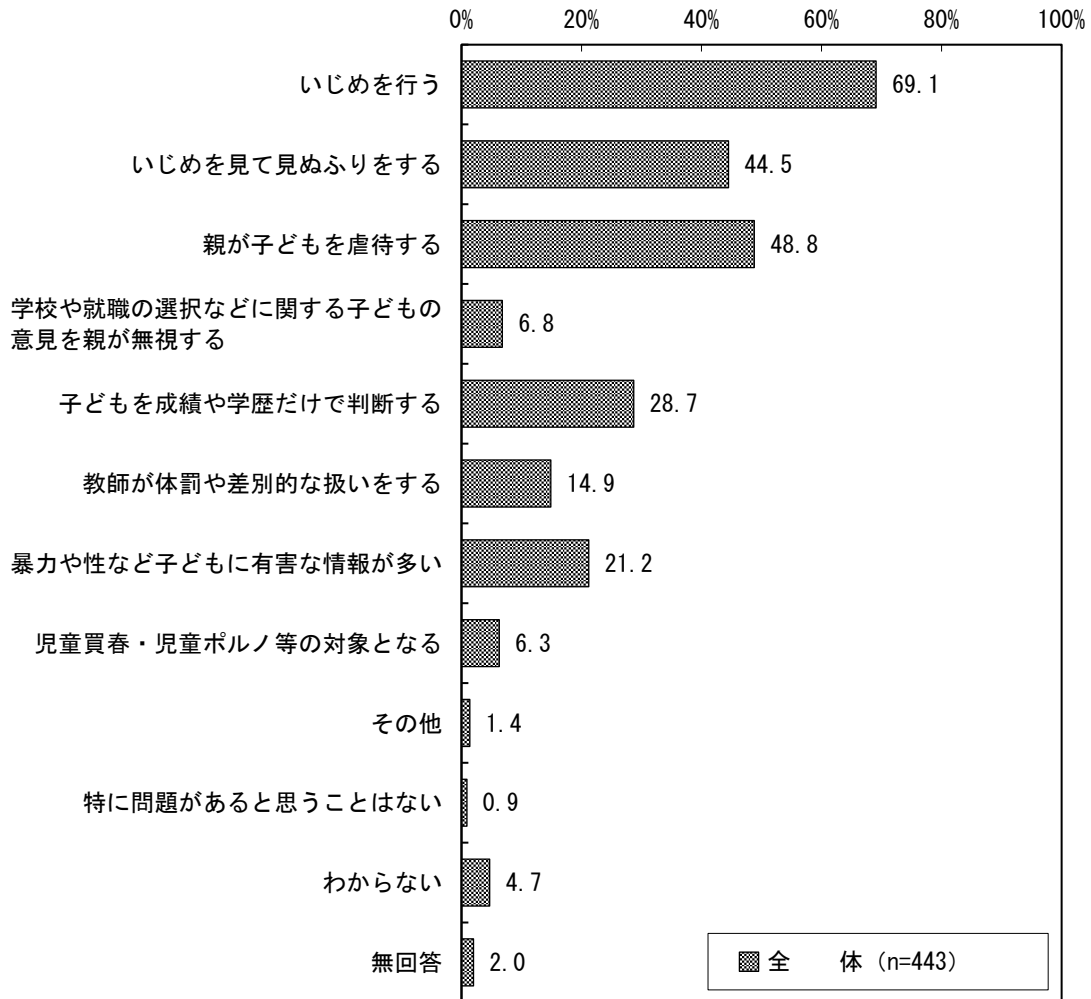
美濃市においては、2015（平成27）年に「美濃市子ども・子育て支援事業計画」を策定、2020（令和2）年には第2次計画を策定し、「子育てしやすい美濃市」とともに、「子どもの権利が守られる美濃市」をつくることを掲げ、さまざまな取り組みを進めています。





2021年調査において、子どもの人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「いじめを行う」ことが69.1%と特に高く、次いで、「親が子どもを虐待する」(48.8%)、「いじめを見て見ぬふりをする」(44.5%)などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は0.9%とわずかです。

図表4-3 子どもの人権で特に問題があると思うこと(3つまで回答)

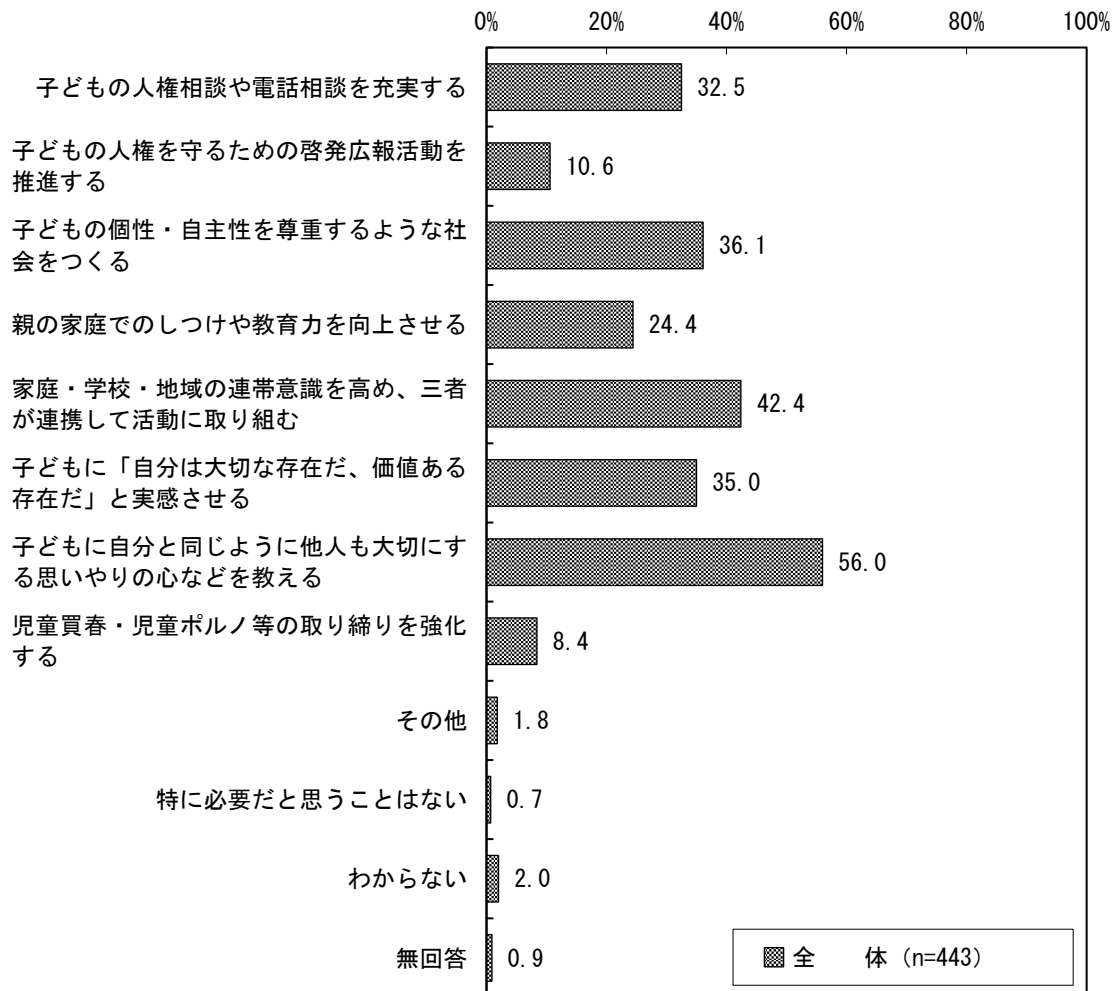




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、子どもの人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「子どもに自分と同じように他人も大切に思いやりの心などを教える」が56.0%と特に高く、次いで、「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」(42.4%)、「子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる」(36.1%)、「子どもに「自分は大切な存在だ、価値ある存在だ」と実感させる」(35.0%)、「子どもの人権相談や電話相談を充実する」(32.5%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は0.7%とわずかです。

図表4-4 子どもの人権を守るために必要なこと（3つまで回答）





家庭や学校、地域、行政などがそれぞれの役割を認識し、互いに連携しながら、市民一人ひとりの人権を尊重することができる、豊かな心をもった子どもを育てていくことが求められています。また、依然として、いじめや子どもに対する虐待事案は社会的に問題となっており、子どもの人権を守る体制の充実など、さらなる取り組みが必要です。

「美濃市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①さまざまな機会を捉えて、地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識の啓発を図るとともに、他人に対する優しさや思いやりなど豊かな人間性を育む教育を推進します。
- ②子育て中の親と子どもが集まり、交流や研修等を行う家庭教育学級を継続して開催するなど、家庭と学校、地域が一体となり、青少年の健全育成に取り組めます。
- ③いじめや不登校の傾向を示す児童・生徒の早期発見、早期対応に向け、「美濃市いじめ防止基本方針」の周知・徹底や教職員の資質向上を図るとともに、巡回相談やスクールカウンセラー等による相談体制の充実、家庭と学校、各種相談窓口、専門機関相互の連携体制の強化に努めます。
- ④児童虐待の防止に向け、継続して意識の啓発や通報窓口の周知に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関等と連携し、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。





3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

日本の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は、2020（令和 2）年 10 月 1 日現在 28.8%で、2036（令和 18）年には 33.3%となり、3 人に 1 人が高齢者という社会を迎えると予測されています。このように高齢化が急速に進展する中、高い就労意欲を有する高齢者が、培ってきた知識と経験を生かし、社会の担い手としていきいきと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめとする高齢者の能力を地域で生かす取り組みが求められています。

また、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

そうした中、2006（平成 18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人には速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、2016（平成 28）年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（成年後見制度利用促進法）が施行されました。成年後見制度は、認知症高齢者のほか、知的障がいや精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人の預貯金等の財産管理や福祉サービスの手続きなどの身上保護や、自身に不利益な契約の締結等を防止するためのもので、この制度の普及とともに、支援体制の整備などが求められています。

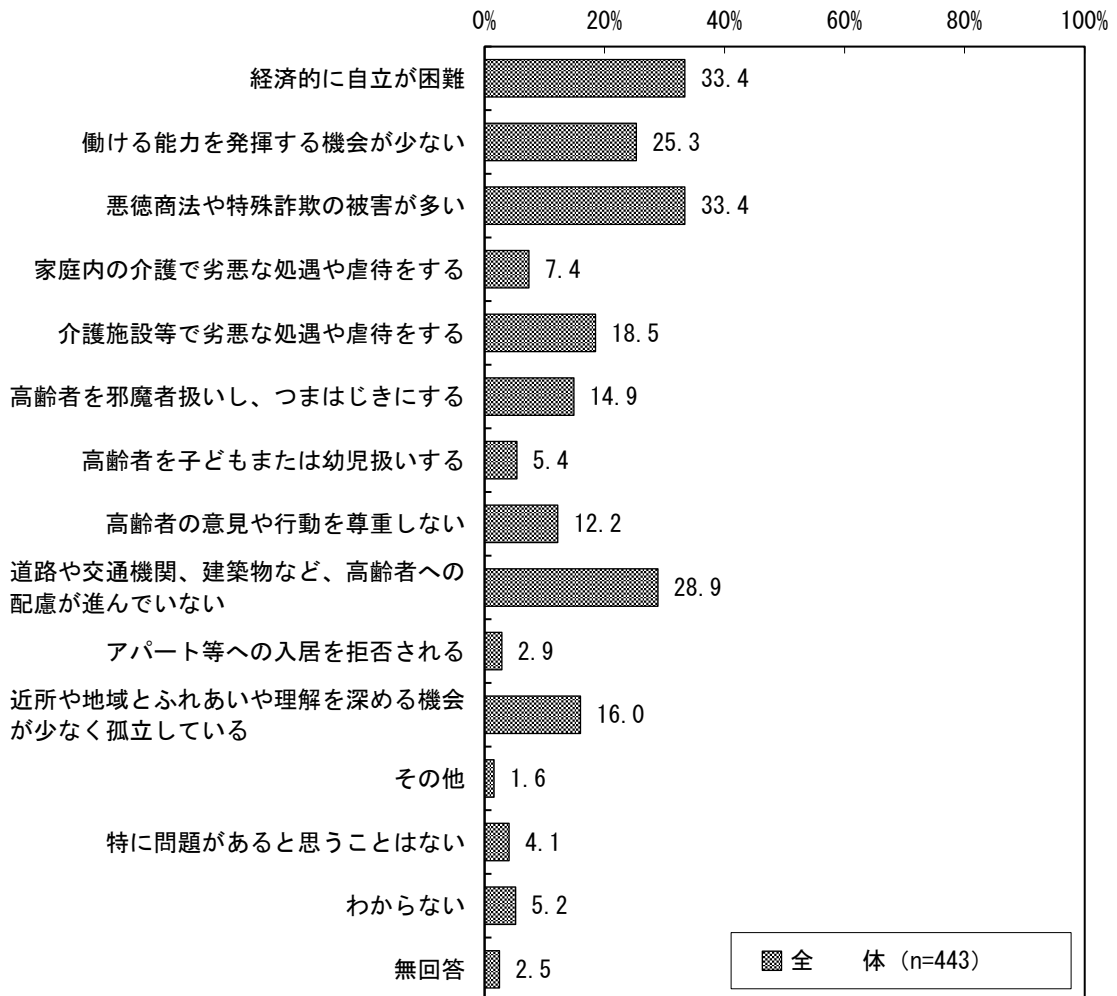
美濃市においては、3 年ごとに「美濃市高齢者福祉計画」を策定（2021（令和 3）年度の計画から「美濃市総合福祉計画」として策定）し、高齢者の虐待防止や権利擁護のほか、認知症に対する理解の促進などの取り組みを進めています。





2021年調査において、高齢者の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「経済的に自立が困難」と「悪徳商法や特殊詐欺の被害が多い」がともに33.4%と最も高く、次いで、「道路や交通機関、建築物など、高齢者への配慮が進んでいない」(28.9%)などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は4.1%と低くなっています。

図表4-5 高齢者の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）

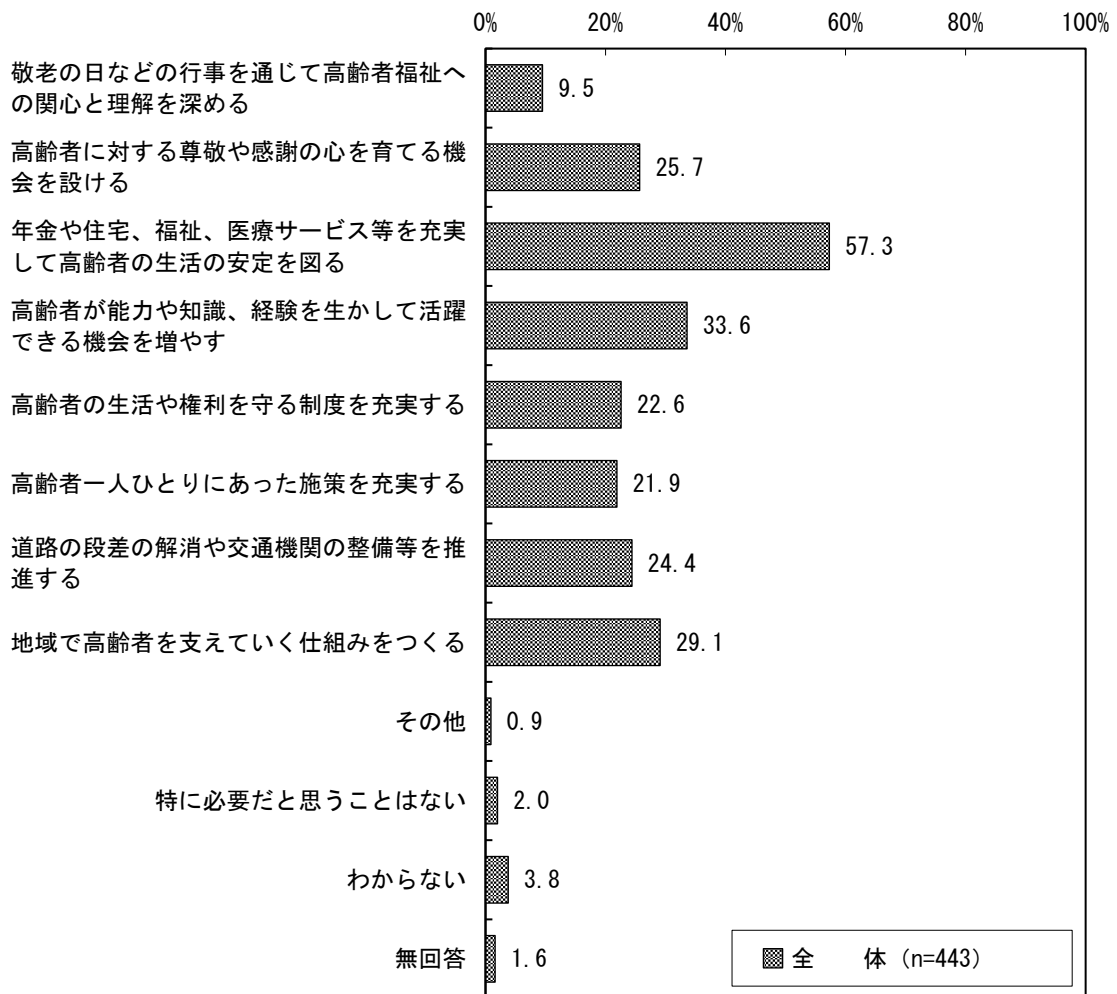




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、高齢者の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「年金や住宅、福祉、医療サービス等を充実して高齢者の生活の安定を図る」が57.3%と特に高く、次いで、「高齢者が能力や知識、経験を生かして活躍できる機会を増やす」(33.6%)、「地域で高齢者を支えていく仕組みをつくる」(29.1%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は2.0%とわずかです。

図表4-6 高齢者の人権を守るために必要なこと（3つまで回答）





依然として、高齢者をねらった特殊詐欺などの犯罪や虐待事案が後を絶ちません。これら高齢者の権利擁護を含め、各種サービスの充実を図るとともに、自らの能力や知識、経験を生かせるような機会を創出することにより、「地域共生社会」を実現していくことが求められています。

「美濃市高齢者福祉計画」を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①地域包括支援センターを中心に地域におけるネットワークを構築し、何らかの支援を必要とする高齢者が各種相談・生活支援サービスを円滑に利用できるよう、環境整備に努めます。
- ②特殊詐欺等による被害から高齢者を守るため、警察などと連携して啓発や相談に取り組むとともに、認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のため、関係機関等と連携して成年後見制度等の周知や利用促進に努めます。
- ③高齢者が社会の重要な一員として自らの豊富な知識や経験を十分に発揮し、いきいきと生活できるよう、シルバー人材センター等による就労支援やシニアクラブ活動など、高齢者が活躍、交流できる場づくりとともに、バリアフリー化を推進します。
- ④高齢者虐待の防止に向け、継続して意識の啓発や通報窓口の周知に取り組むとともに、地域包括支援センターを中心とした高齢者虐待ネットワークの充実を図り、虐待の早期発見、早期対応に努めます。





4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

障がいのある人の「完全参加と平等」は、1981（昭和56）年の国際障害者年を契機として進められてきました。2006（平成18）年には、国連総会において、障がいのある人への差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的とした「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択されました。

この条約への批准に向け、2011（平成23）年に「障害者基本法」が改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が制定され、2013（平成25）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が制定されました。

なお、岐阜県においては、2016（平成28）年の「障害者差別解消法」の施行にあわせて「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」が制定されました。

「障害者権利条約」や「障害者基本法」の改正で示された考え方は、障がいのある人が生活の中で大変な思いをしているのは、その人の障がいの問題ではなく、障がいのある人を生きづらくさせている社会の問題であるという「社会モデル」の観点から障がいを広く捉えています。そして、障がいのある人が障がいのない人と同じように権利が保障され、障がいのある人が就職する際や教育を受ける際に、事業者や学校側に過度の負担にならない範囲での「合理的配慮」を義務づけています。障がいのある人をありのまま受け入れるように、社会が変わっていく必要があるということで、この考え方の根底にあるのは、ノーマライゼーション（障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざすという理念）やソーシャルインクルージョン（障がいのある人を含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念）の考え方であり、障がい者施策はすべてが人権にかかわるものであると言っても過言ではありません。

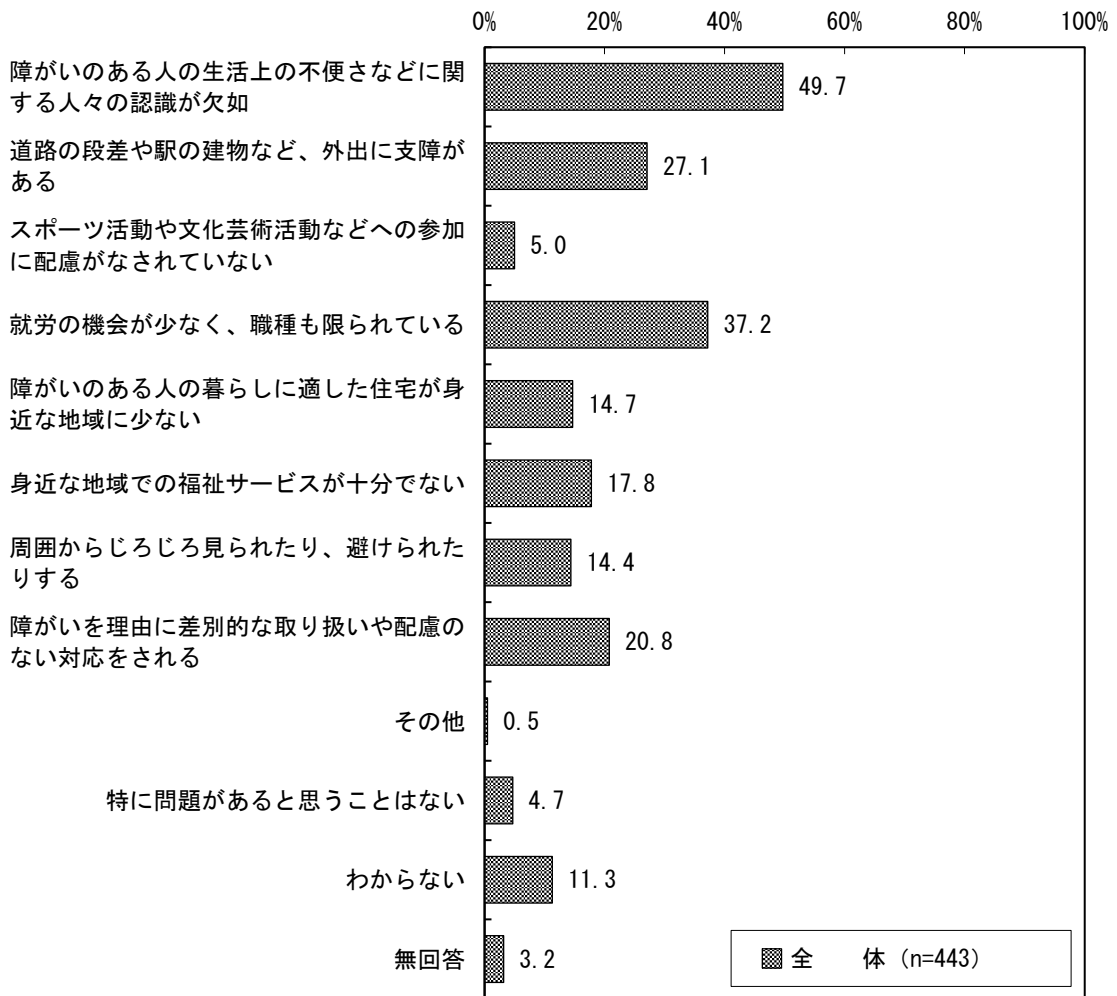
美濃市においては、3年ごとに「美濃市障がい者計画」「美濃市障がい福祉計画」「美濃市障がい児福祉計画」を策定（2021（令和3）年度の計画から「美濃市総合福祉計画」として策定）し、障がいのある人への理解の啓発、虐待防止、権利擁護などの取り組みを進めています。





2021年調査において、障がいのある人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「障がいのある人の生活上の不便さなどに関する人々の認識が欠如」が49.7%と最も高く、次いで、「就労の機会が少なく、職種も限られている」(37.2%)、「道路の段差や駅の建物など、外出に支障がある」(27.1%)などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は4.7%と低くなっています。

図表4-7 障がいのある人の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）

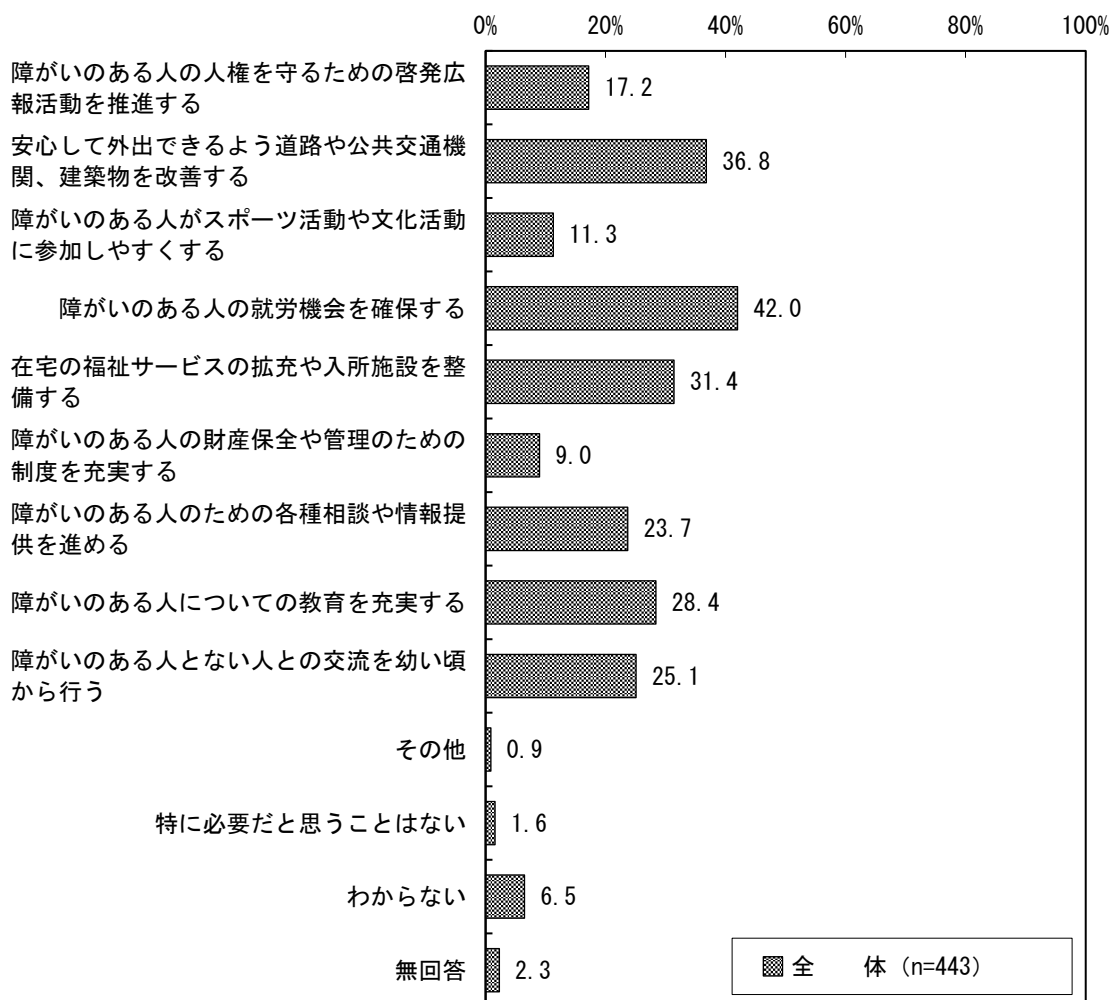




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、障がいのある人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「障がいのある人の就労機会を確保する」が42.0%と最も高く、次いで、「安心して外出できるよう道路や公共交通機関、建築物を改善する」(36.8%)、「在宅の福祉サービスの拡充や入所施設を整備する」(31.4%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は1.6%とわずかです。

図表4-8 障がいのある人の人権を守るために必要なこと（3つまで回答）





依然として、障がいのある人への理解が広がっているとは言い難い状況です。「地域共生社会」の実現に向け、「社会モデル」の考えのもと、障がいのある人の生活上の不便さの解消を図るとともに、障がいのある人の就労機会の確保やバリアフリーの推進などによる外出への支援が求められています。

「美濃市障がい者計画」等を踏まえ、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①**広報みのをはじめ、さまざまなメディアを活用し、障がいの特性や必要な配慮などについての周知に努めるとともに、幼少の頃から障がいのある人となない人とが触れ合う機会を設けるなど、障がいのある人との交流を通じた理解啓発に取り組みます。**
- ②**ハローワークや商工会議所など関係機関等と連携し、企業等に障がい者雇用への理解を促すとともに、障がいの状況に合わせた福祉的就労の場の充実に努めます。なお、就労など社会参加の機会を確保するため、外出支援サービスの充実やバリアフリー化の推進に努めます。**
- ③**障がいのある人が地域社会の一員として共に生活を送ることができるよう、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談体制の強化を図るとともに、各種サービスの提供体制の充実に努めます。**
- ④**障がい者虐待の防止に向け、継続して意識の啓発や通報窓口の周知に取り組むとともに、障がい者基幹相談支援センターを中心としたネットワークを構築し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、障がいのある人の権利擁護のため、関係機関等と連携して成年後見制度等の周知や利用促進に努めます。**





5 同和問題

(1) 現状と課題

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず同和問題として存在しています。同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等を侵害する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

この課題の解決において、長年、精力的に取り組んでいますが、今もなお被差別部落出身という理由で、住む場所や仕事（就職）、結婚など、生活のさまざまな場面で差別を受け、人権を侵害されている人々がいます。

国は、地方公共団体と一体となって、課題の解消に向けて諸施策を講じてきており、同和問題は解決されたかに見えます。しかし、同和地区の所在地などを掲載した書籍の発行、販売など、同和地区やその住民に対する差別意識がなお根強く残っています。また、インターネット上での差別事象などはむしろ拡大傾向にあります。さらに、同和問題への無理解などを口実に不当な要求等をする「えせ同和行為」は、課題の解決の大きな阻害要因となり、問題となっています。

2016（平成28）年に、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行され、「全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念が掲げられ、部落差別のない社会の実現に向けた取り組みが進められています。

美濃市においても、法令等を十分に踏まえ、市民の正しい理解と認識を普及、徹底すべく取り組んでいます。

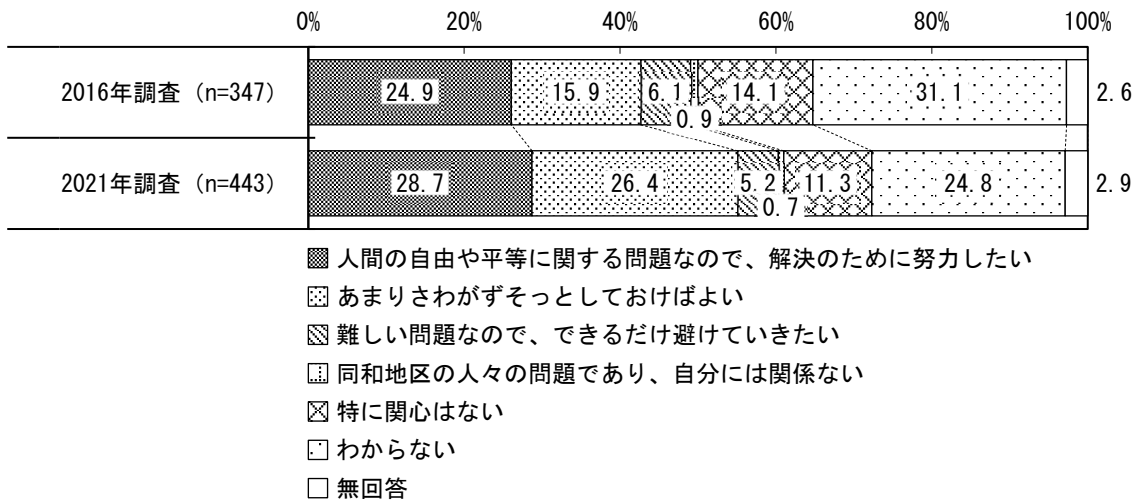




2021年調査において、同和問題についての考え方をたずねたところ、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」が28.7%、「あまりさわがずそっとしておけばよい」が26.4%、「難しい問題なので、できるだけ避けていきたい」が5.2%となっており、「自分には関係ない」は0.7%とわずかです。一方で、「わからない」が24.8%に及び、「特に関心はない」は11.3%となっています。

これを2016年調査と比較すると、最も割合が高い「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」には大きな変化は見られないものの、「あまりさわがずそっとしておけばよい」が10ポイント程度上昇しています。

図表4-9 同和問題についての考え方（2016年調査との比較）

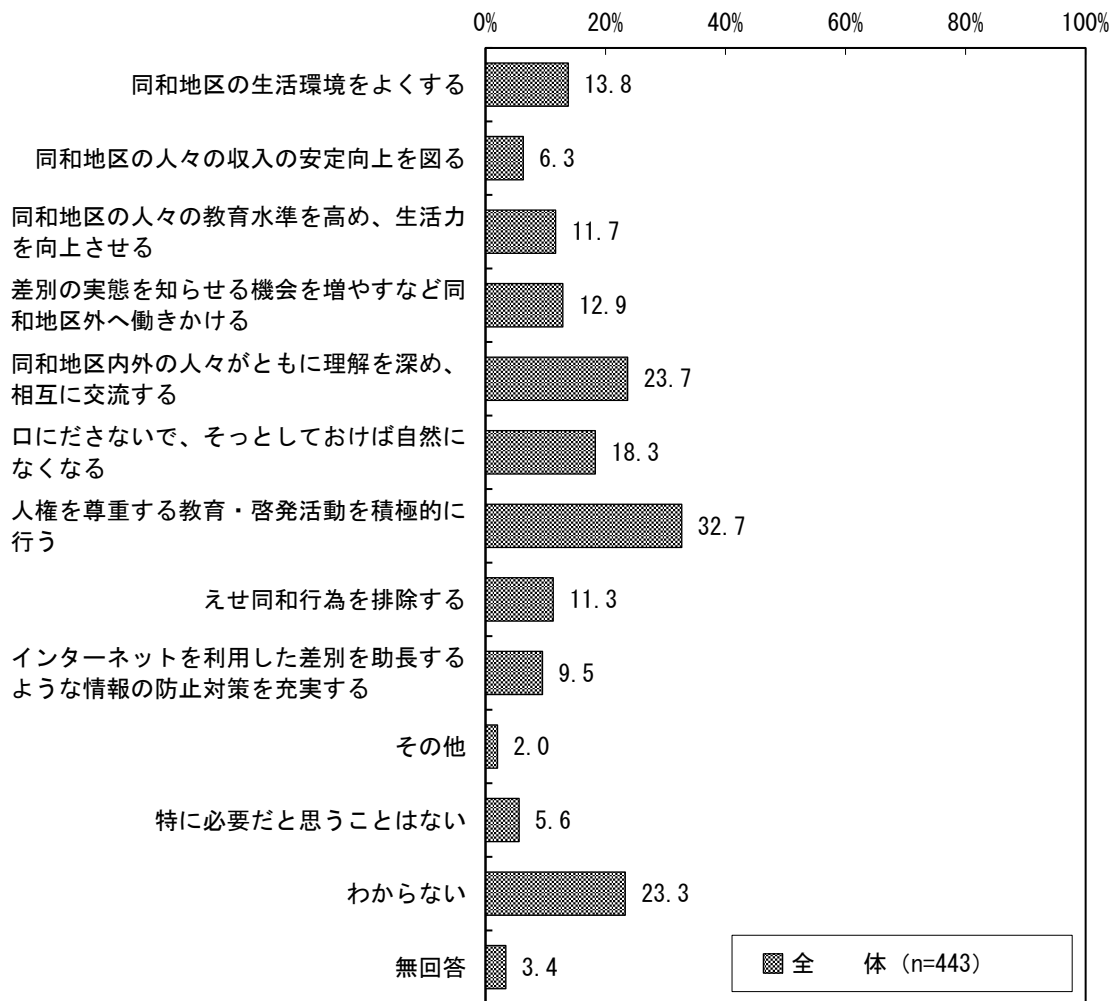




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、同和問題を解決するための取り組みについてたずねたところ、「人権を尊重する教育・啓発活動を積極的に行う」が32.7%と最も高く、次いで、「同和地区内外の人々がともに理解を深め、相互に交流する」(23.7%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は5.6%と低くなっていますが、「わからない」が2割を超えています。

図表4-10 同和問題を解決するための取り組み（3つまで回答）





同和問題に対しては、「あまりさわがずそっとしておけばよい」という市民意識が高まるとともに、理解や認識がやや不足し、問題の潜在化が進みつつあると言えます。将来、これまでと同じような差別が繰り返されることのないよう、継続した教育・啓発活動による市民の理解や認識の向上が求められています。

引き続き、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①児童・生徒が同和問題について正しく理解するため、同和問題に関する教職員の認識等の向上を図るとともに、指導資料「同和問題学習」による授業実践に取り組みます。
- ②広く同和問題についての正しい知識や理解を深め、同和問題を理由とする差別や偏見をなくすため、美濃会館において研修会や住民同士の交流事業を実施するほか、広報みのをはじめ、さまざまなメディアを活用した効果的な啓発活動に取り組みます。
- ③同和問題を理由とする差別、インターネット上の誹謗、中傷など、悪質な人権侵害事案に迅速に対応できるよう、国や岐阜県、関係団体等との情報共有や意見交換等に努めます。
- ④官公庁や企業等に対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識の共有と啓発を図ります。





6 外国人の人権

(1) 現状と課題

経済をはじめとするさまざまな分野でのボーダレス化やグローバル化の流れは地方にも及んでいます。2008（平成20）年のリーマンショックに端を発した経済不況により、製造業に携わる外国人が大きく減少したものの、現在でもなお多くの外国人が日本で暮らしています。

そのような中、言語、習慣、宗教などの違いから、外国人に対する就労における不当な取り扱いやアパートやマンションへの入居拒否など、異文化を拒否しがちな狭い心理による差別行為があります。また、言語の違いなどにより、外国人が行政サービスなどの情報を十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題のほか、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。さらに、一部の外国人の不法就労や犯罪などにより、外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、結果として外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されています。

2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動はあってはならないとの理念が明らかにされました。

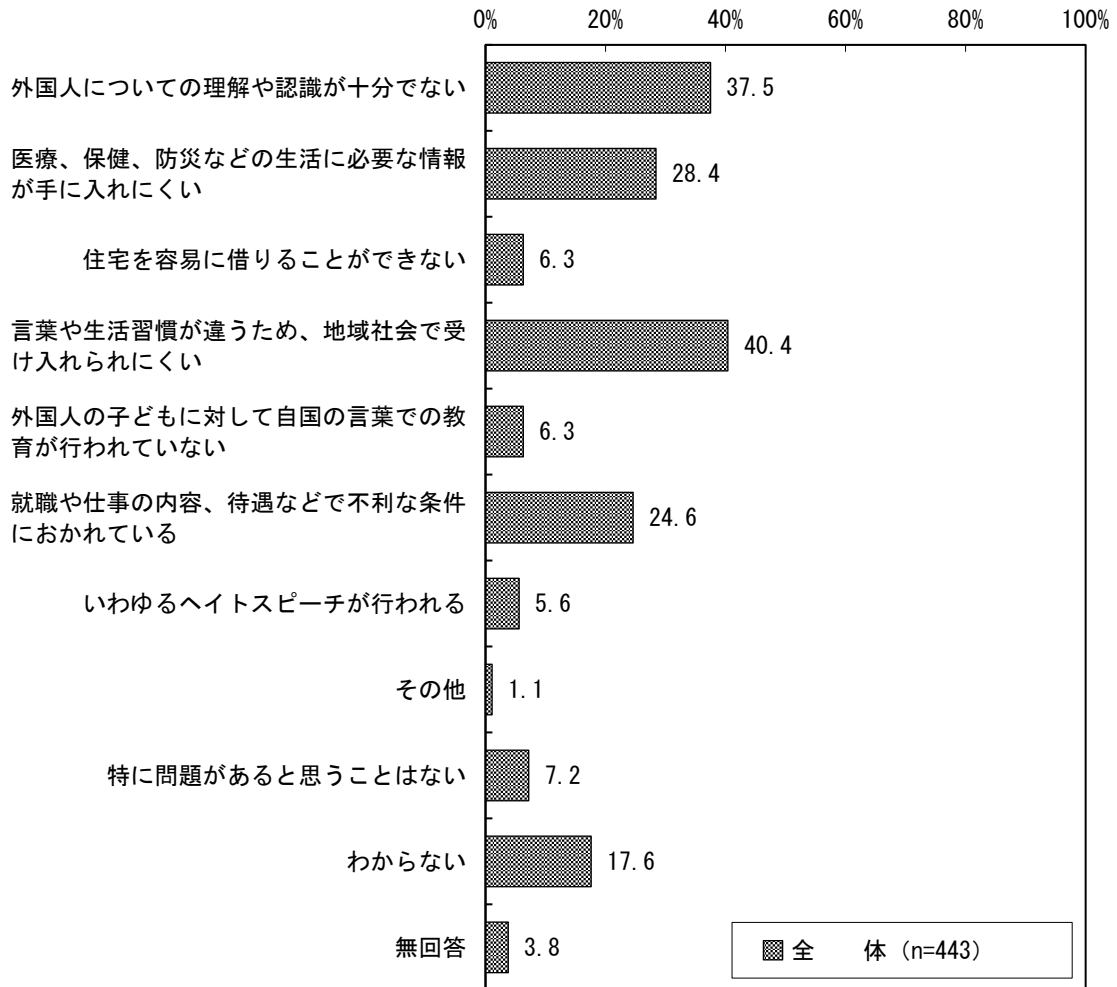
美濃市の在住外国人の数は、2021（令和3年）3月末現在、545人となっています。総人口に占める在住外国人の割合にすると2.7%と高くはありませんが、中国のほか、ベトナム、フィリピン、ブラジルなど、さまざまな国籍を持つ人が美濃市で生活をしています。こうした在住外国人の多くは外国人技能実習生であることから、雇用する企業等を通じた情報の提供などに取り組んでいます。





2021年調査において、外国人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくい」が40.4%と最も高く、次いで、「外国人についての理解や認識が十分でない」も37.5%と高く、このほか、「医療、保健、防災などの生活に必要な情報が手に入れにくい」が28.4%などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は7.2%と低くなっています。

図表4-11 外国人の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）

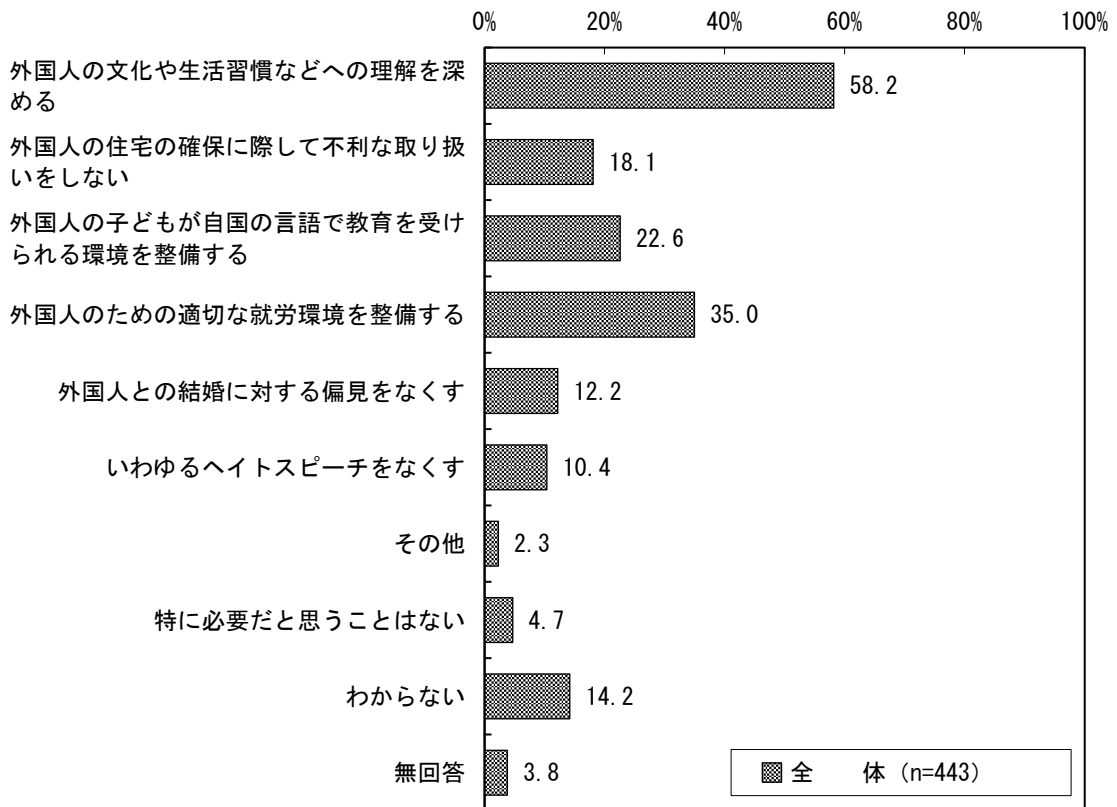




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、外国人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」が58.2%と特に高く、次いで、「外国人のための適切な就労環境を整備する」が35.0%などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は4.7%と低くなっています。

図表4-12 外国人の人権を守るために必要なこと（3つまで回答）



近年、美濃市における在住外国人は増加傾向にあり、今後、ますます「多文化共生」が課題となってくると考えられます。

必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①文化や生活習慣、価値観の違いを互いに理解し、多文化が広く受け入れられ、共生できる地域づくりをめざし、教育や啓発活動に取り組みます。
- ②在住外国人が安心して生活を送ることができるよう、住宅や就労、保健、福祉、防災などさまざまな情報の提供とその多言語化に取り組むとともに、相談の充実に努めます。





7 感染症患者等の人権

(1) 現状と課題

感染症については、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族に対するさまざまな人権問題が発生しています。

H I V感染症は、感染経路が特定している上、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌の感染力は極めて弱く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しており、通院による治療で完治します。遺伝病でないことも判明しています。

しかし、H I V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、社会生活のさまざまな場面で人権問題となって現れてきました。

2009（平成 21）年に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）が施行され、人々の偏見と差別意識を払拭し、ハンセン病患者（元患者）が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取り組みが進められています。

一方で、2020（令和 2）年に世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症は、人々の健康のみならず、日常生活や社会経済に大きな影響を与えただけでなく、感染者のみならず、家族や職場の同僚のほか、感染者を治療等する医療関係者までも接触者としてあらぬ差別を受ける問題が発生するなどし、改めて感染症に関する人権意識の重要性を認識させられました。

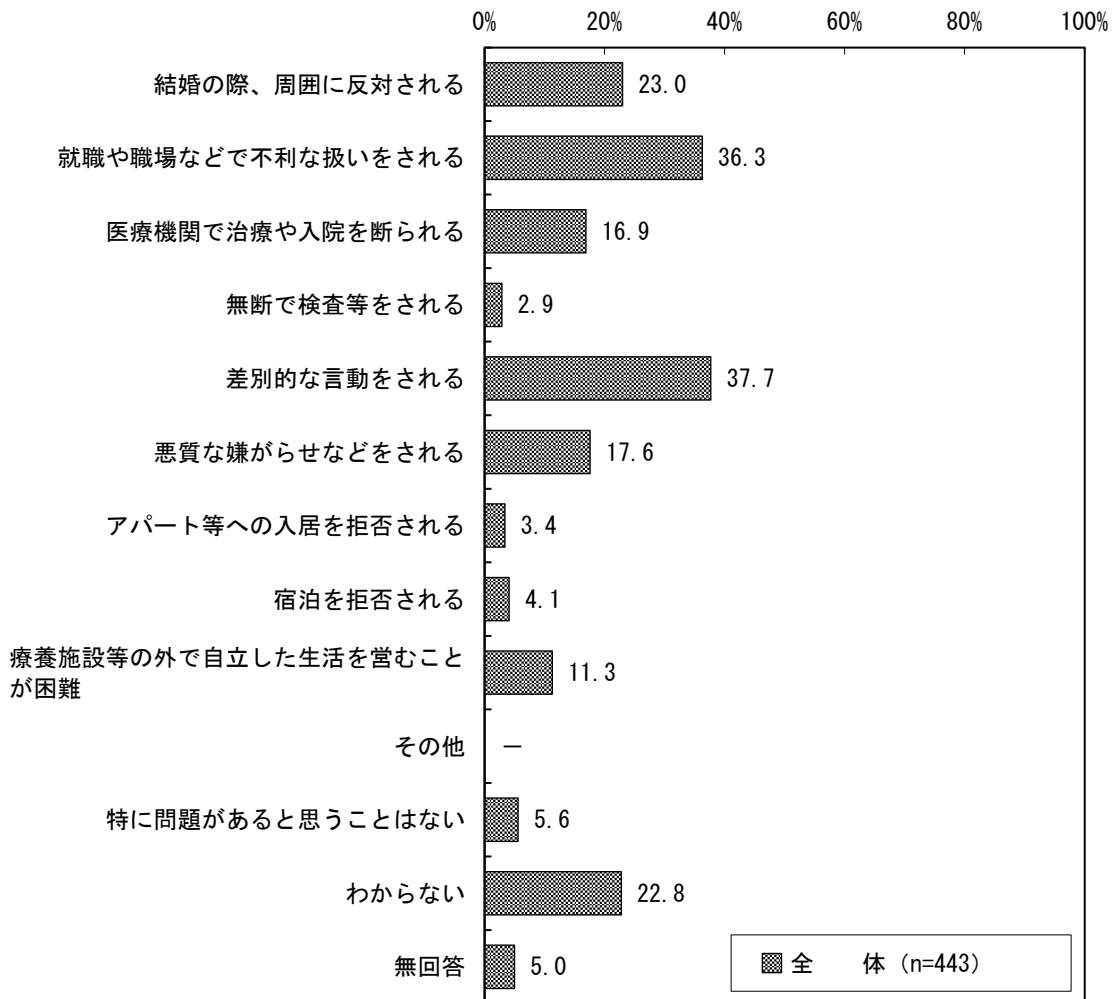
美濃市においても、新型コロナウイルスの感染拡大に際し、広報に人権メッセージを掲載するなど啓発活動に努めてきましたが、今後は、新型コロナウイルスや未知のウイルスなど、広く感染症の患者について、さらには、その家族や医療従事者などの関係者の人権についても考慮していく必要があります。





新型コロナウイルス感染症が日常生活に影響を及ぼしている最中に実施した2021年調査において、感染症患者等の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「差別的な言動をされる」が37.7%と最も高く、次いで、「就職や職場などで不利な扱いをされる」も36.3%と高くなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は5.6%と低くなっていますが、「わからない」が2割を超えています。

図表4-13 感染症患者等の人権で特に問題があると思うこと（3つまで回答）

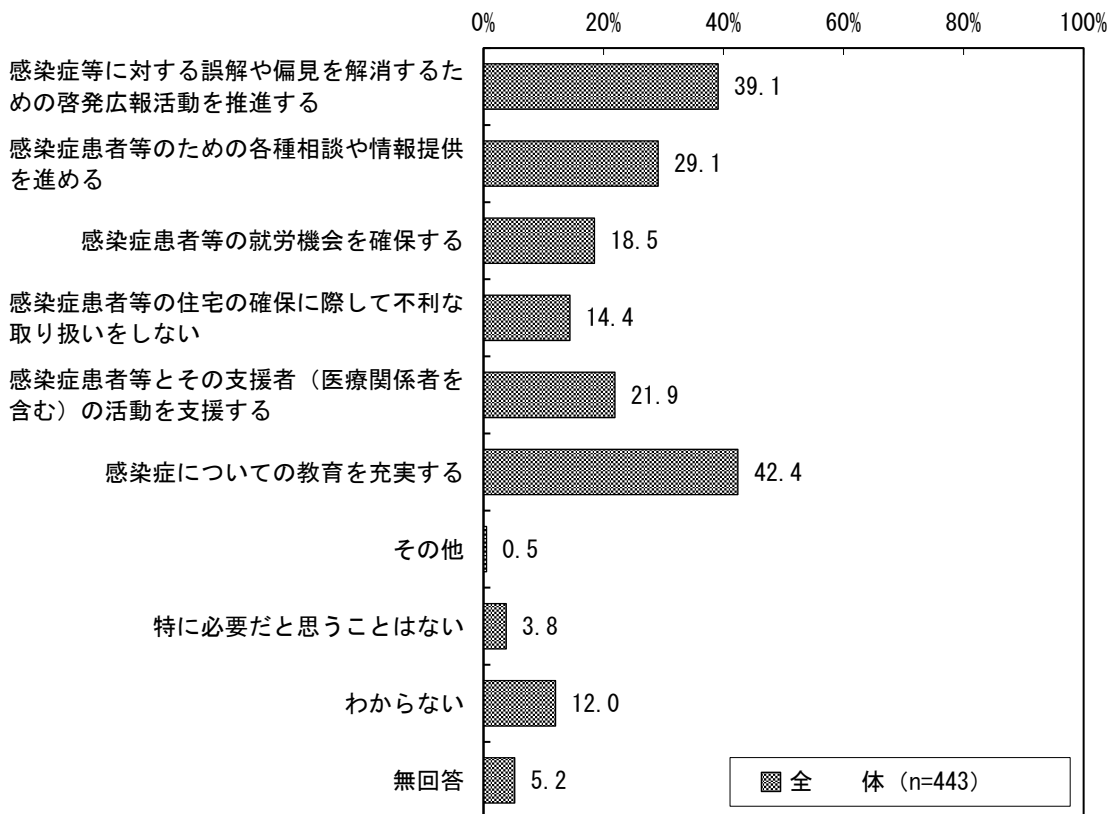




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、感染症患者等の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「感染症についての教育を充実する」が42.4%と最も高く、次いで、「感染症等に対する誤解や偏見を解消するための啓発広報活動を推進する」も39.1%と高く、このほか、「感染症患者等のための各種相談や情報提供を進める」が29.1%などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は3.8%と低くなっています。

図表4-14 感染症患者等の人権を守るために必要なこと（3つまで回答）



今後、新型コロナウイルス感染症のようにパンデミックを引き起こす感染症の発生が懸念されています。不正確な情報や知識、思いこみによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者やその家族、支援者等にも人権問題が生じることを防ぐよう、取り組みが求められています。引き続き、市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

① HIV感染症やハンセン病の患者のほか、新型コロナウイルスのような感染症患者等への偏見や差別をなくすため、正しい知識や理解を深める教育や啓発活動に継続して取り組みます。

②保健所をはじめとする関係機関等と連携し、感染症の不安や悩みなどに対応するため、相談体制の充実に努めます。





8 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

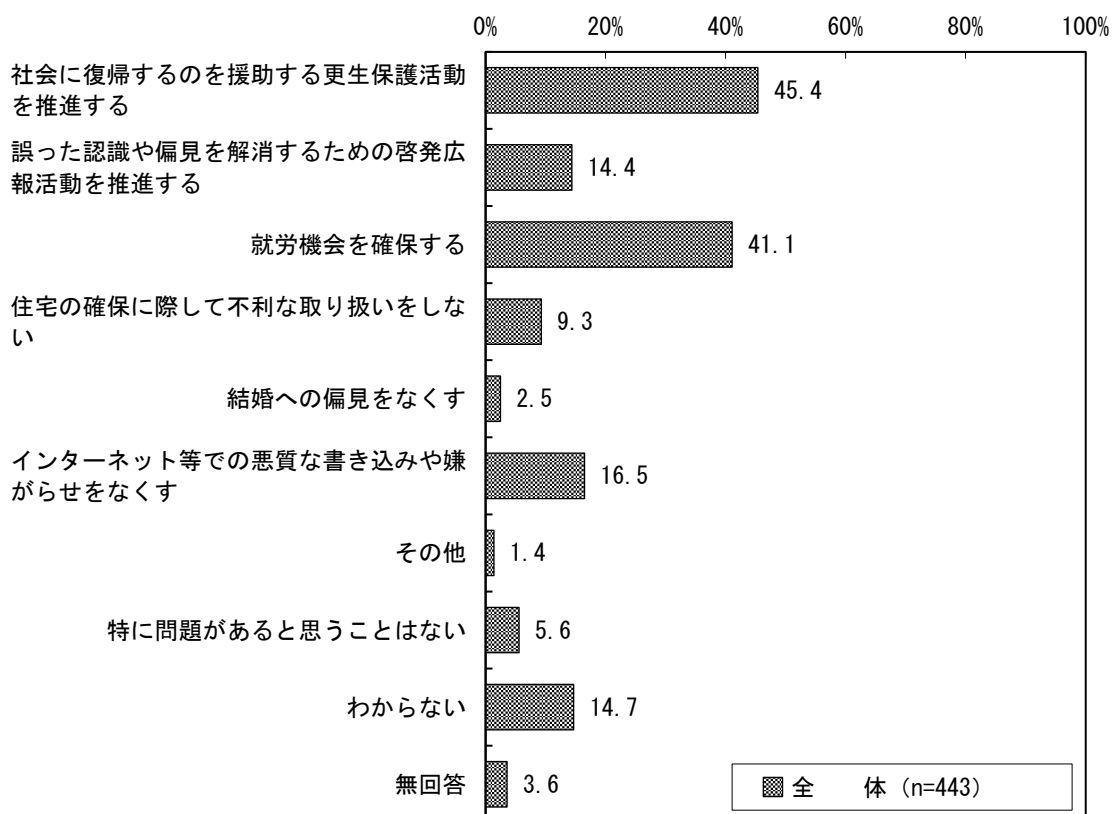
刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、周囲の人には根強い偏見や差別意識があります。地域社会への受入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

美濃市においては、「美濃市地域福祉計画」を策定（2021（令和3）年度の計画から「美濃市総合福祉計画」として策定）し、刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう、雇用促進・就労支援を行う体制の構築に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を進めています。

(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「社会に復帰するのを援助する更生保護活動を推進する」が45.4%と最も高く、次いで、「就労機会を確保する」（41.1%）などとなっています。

図表4-15 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なこと（2つまで回答）





引き続き、犯罪や非行を防止し、更生を支える地域社会をめざし、「美濃市地域福祉計画」を踏まえ、必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①**犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動「社会を明るくする運動」**を推進するなど啓発活動に継続して取り組みます。
- ②**更生保護に携わる保護司やハローワーク等と連携し、必要に応じて、刑務所出所者等の社会復帰に向けた雇用促進・就労支援を行う体制を構築**します。



9 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

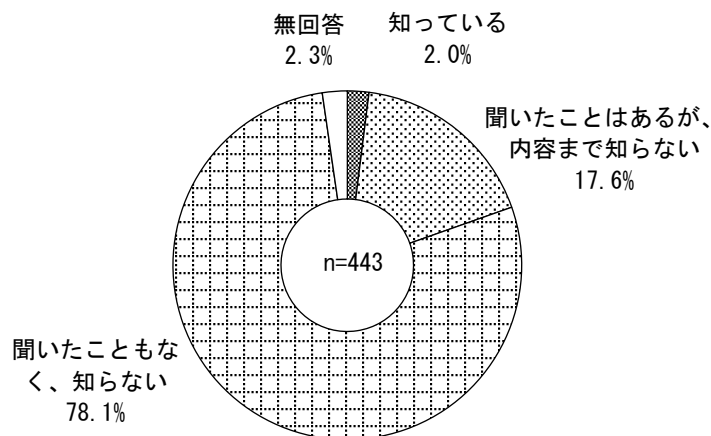
犯罪被害者等(犯罪等により被害を受けた人やその家族・遺族)については、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるだけでなく、心ない中傷などにより名誉が傷つけられ、プライバシーや私生活の平穏が害されるなど、精神的な被害を受けているという問題が指摘されてきました。

2004(平成16)年に、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、「犯罪被害者等基本法」が制定され、これに基づく「犯罪被害者等基本計画」により、各種施策の展開が図られています。

美濃市においては、2018(平成30)年12月に「美濃市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念とともに、市や市民等の責務等を定めています。基本理念として、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行うこと、二次的被害の防止に最大限の配慮をすることなどを定めています。また、施策としては、相談及び情報の提供等、経済的負担の軽減、広報及び啓発、民間支援団体等に対する支援について定められていますが、施行後間もないことから市民に十分に認知されていません。

2021年調査では、この条例について、「知っている」と回答した人は2.0%、「聞いたことはあるが、内容まで知らない」と回答した人も17.6%にとどまっています。

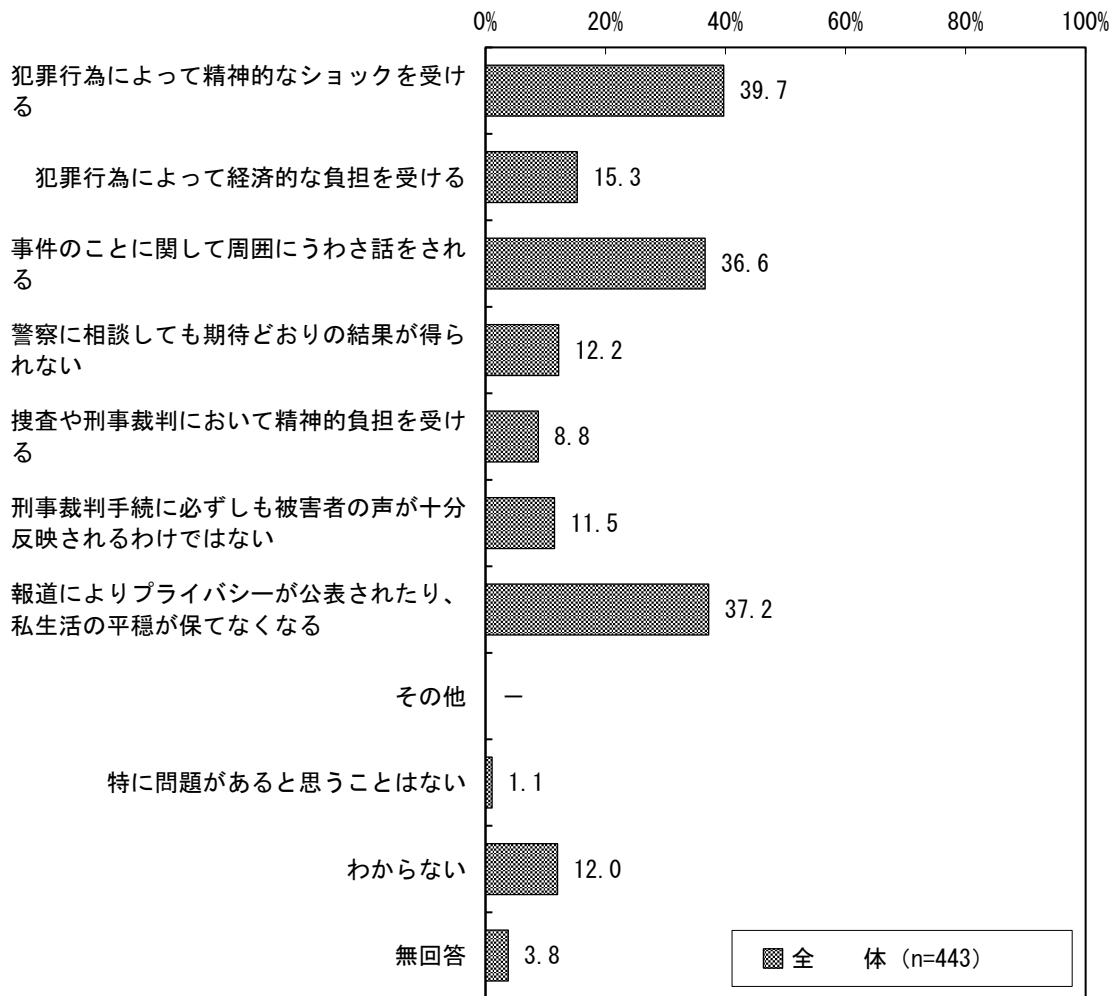
図表4-16 「美濃市犯罪被害者等支援条例」の認知度





2021年調査において、犯罪被害者等の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「犯罪行為によって精神的なショックを受ける」が39.7%と最も高く、次いで、「報道によりプライバシーが公表されたり、私生活の平穏が保てなくなる」も37.2%、「事件のことにに関して周囲にうわさ話をされる」も36.6%と高くなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は1.1%とわずかです。

図表4-17 犯罪被害者等の人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）

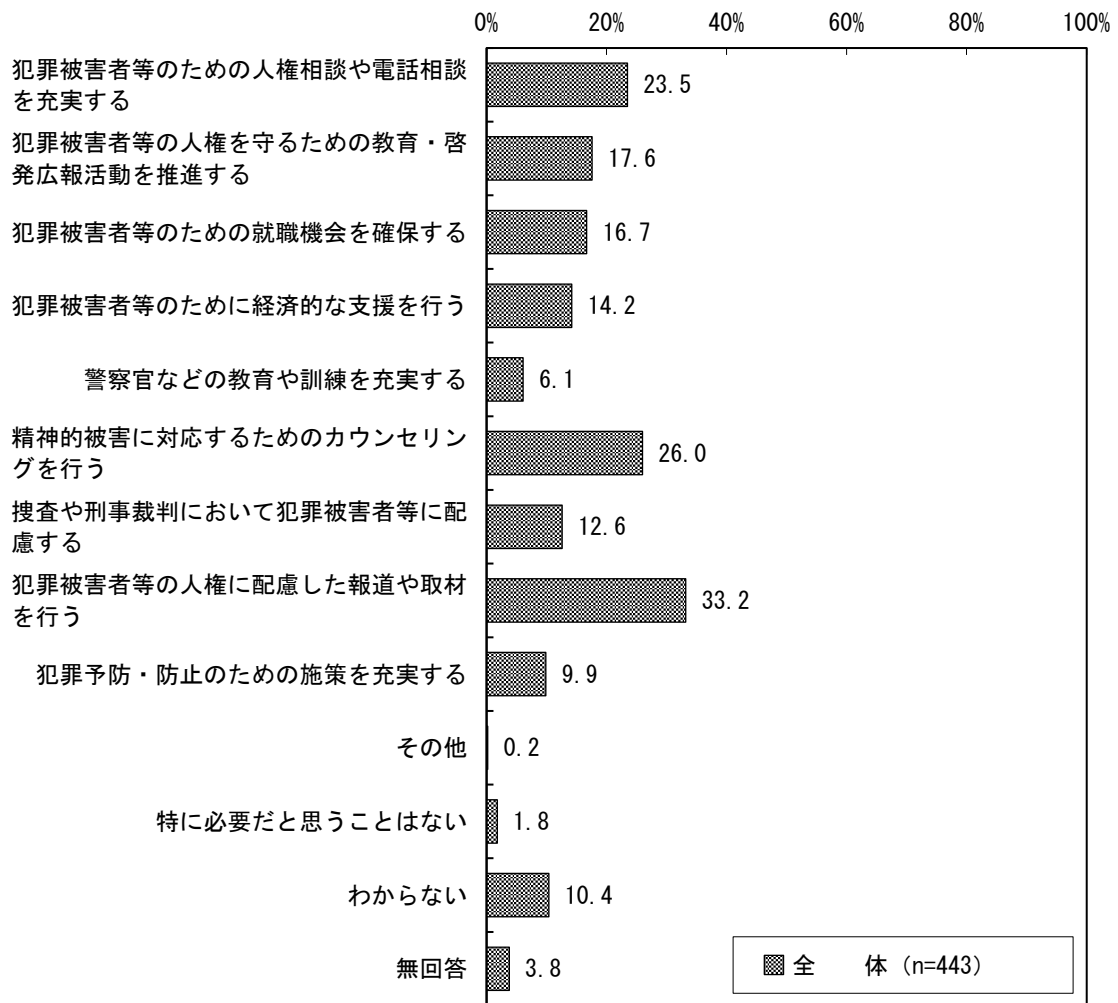




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、犯罪被害者等の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「犯罪被害者等の人権に配慮した報道や取材を行う」が33.2%と最も高く、次いで、「精神的被害に対応するためのカウンセリングを行う」(26.0%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は1.8%とわずかです。

図表4-18 犯罪被害者等の人権を守るために必要なこと（2つまで回答）



「美濃市犯罪被害者等支援条例」の周知に努めるとともに、犯罪被害者等の置かれている状況などについて理解を深めるよう、必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

①犯罪被害者等に関する人権問題の情報の収集に努めるとともに、ぎふ犯罪被害者支援センターをはじめとする関係機関等と連携し、犯罪被害者等の置かれている状況などについて理解を深める啓発活動に取り組みます。

②犯罪被害者等の相談・支援体制の整備などに取り組みます。





10 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別を受ける人の人権

(1) 現状と課題

性的指向とは、人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を示します。

同性愛、両性愛の人々は、少数であるがために周囲の知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

また、性自認が異なる人とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障が生じている性同一性障がいの人などのことをいいます。

2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりましたが、周囲の知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどに苦しんでいます。

これらの人のうち、女性の同性愛者（Lesbian）と男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、からだの性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人（Transgender）たちのことを「LGBT」と言われていますが、「性」に関わる意識は多様であり、これにあてはまらない人もいる（自分の性のあり方を決められない、わからない、決めない人（Questioning）なども加えて「LGBTQ+」などと表される）ことを認識しておく必要があります。

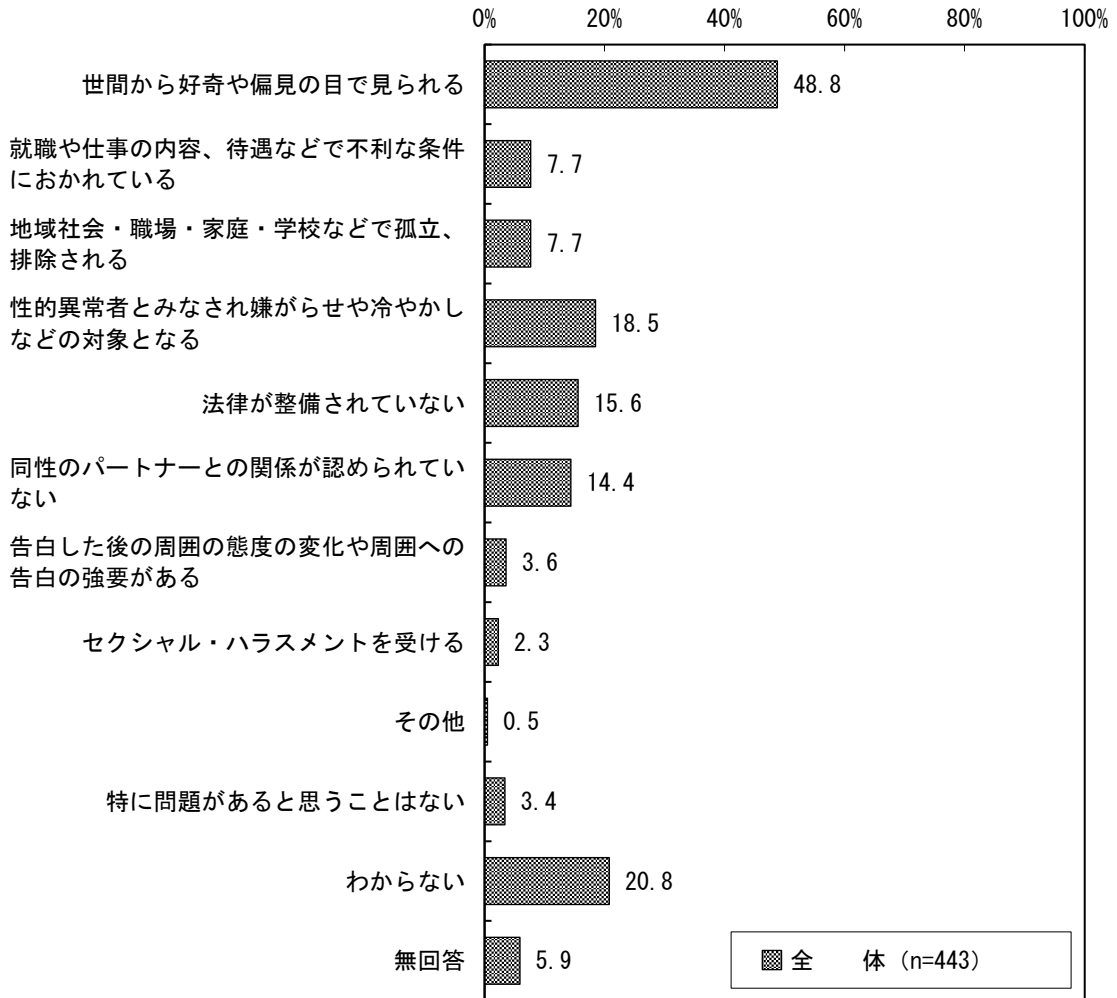
性的指向、性自認を理由とする偏見や差別の解消に向けては、正しい知識や認識を習得するための啓発活動を推進する必要があります。





2021年調査において、性的指向の異なる人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「世間から好奇や偏見の目で見られる」が48.8%と最も高く、このほか、「性的異常者とみなされ嫌がらせや冷やかしの対象となる」が18.5%などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は3.4%と低くなっていますが、「わからない」が2割を超えています。

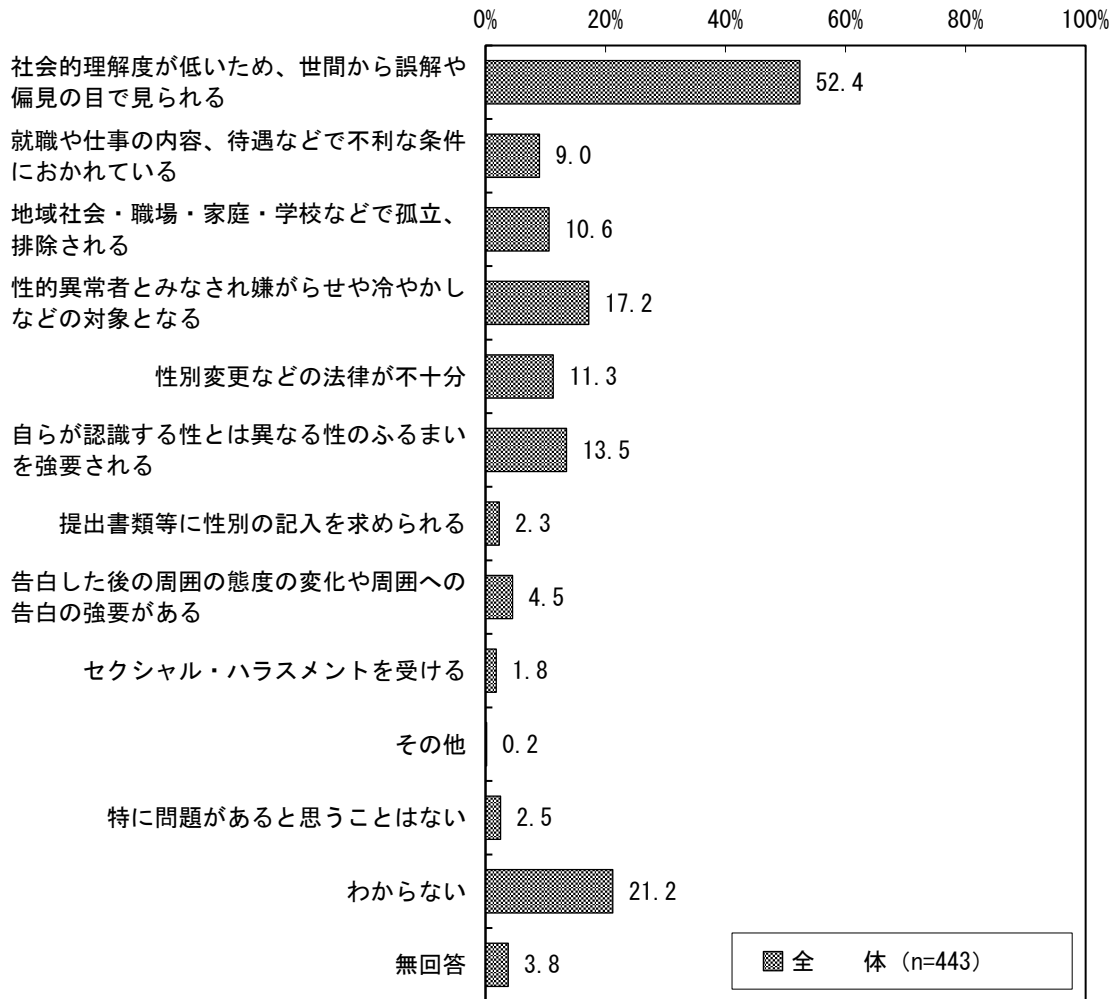
図表4-19 性的指向の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）





また、性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権で特に問題があると思うことをたずねたところ、「社会的理解度が低いため、世間から誤解や偏見の目で見られる」が52.4%と特に高く、このほか、「性的異常者とみなされ嫌がらせや冷やかしの対象となる」が17.2%などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は2.5%と低くなっていますが、「わからない」が2割を超えています。

図表4-20 性自認の異なる人の人権で特に問題があると思うこと（2つまで回答）

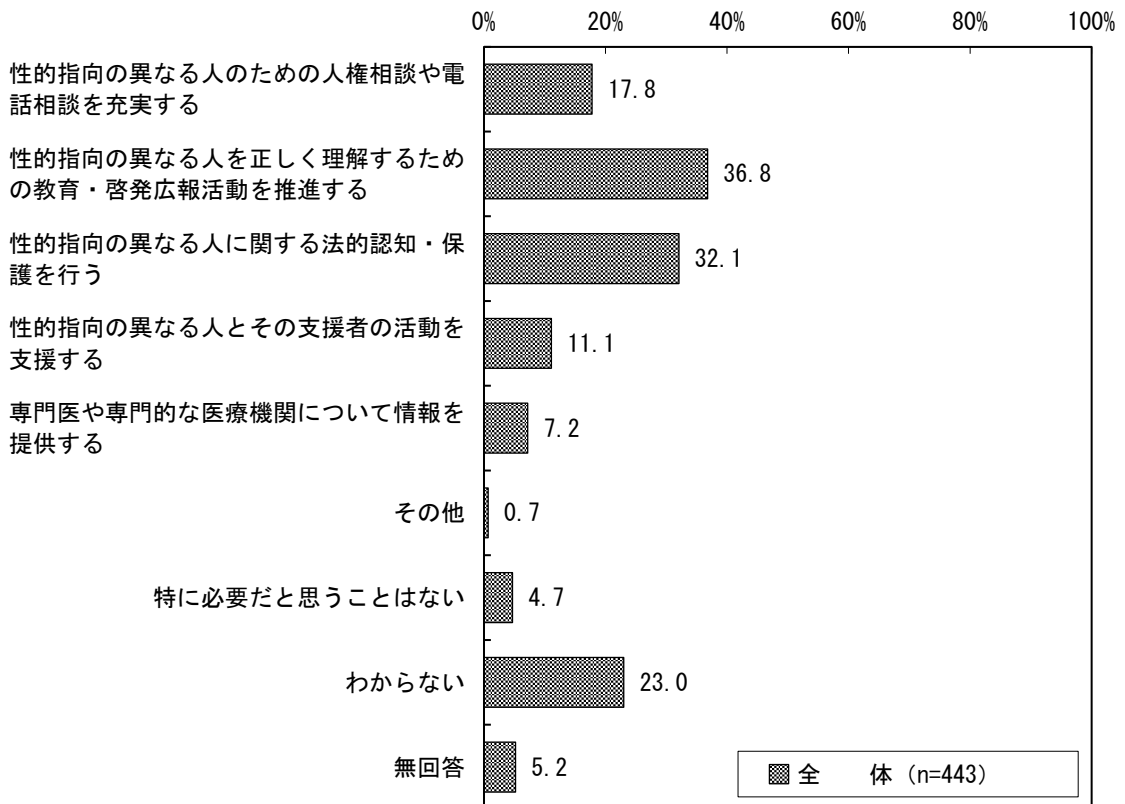




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、性的指向の異なる人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「性的指向の異なる人を正しく理解するための教育・啓発広報活動を推進する」が36.8%と最も高く、次いで、「性的指向の異なる人に関する法的認知・保護を行う」(32.1%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は4.7%と低くなっていますが、「わからない」が2割を超えています。

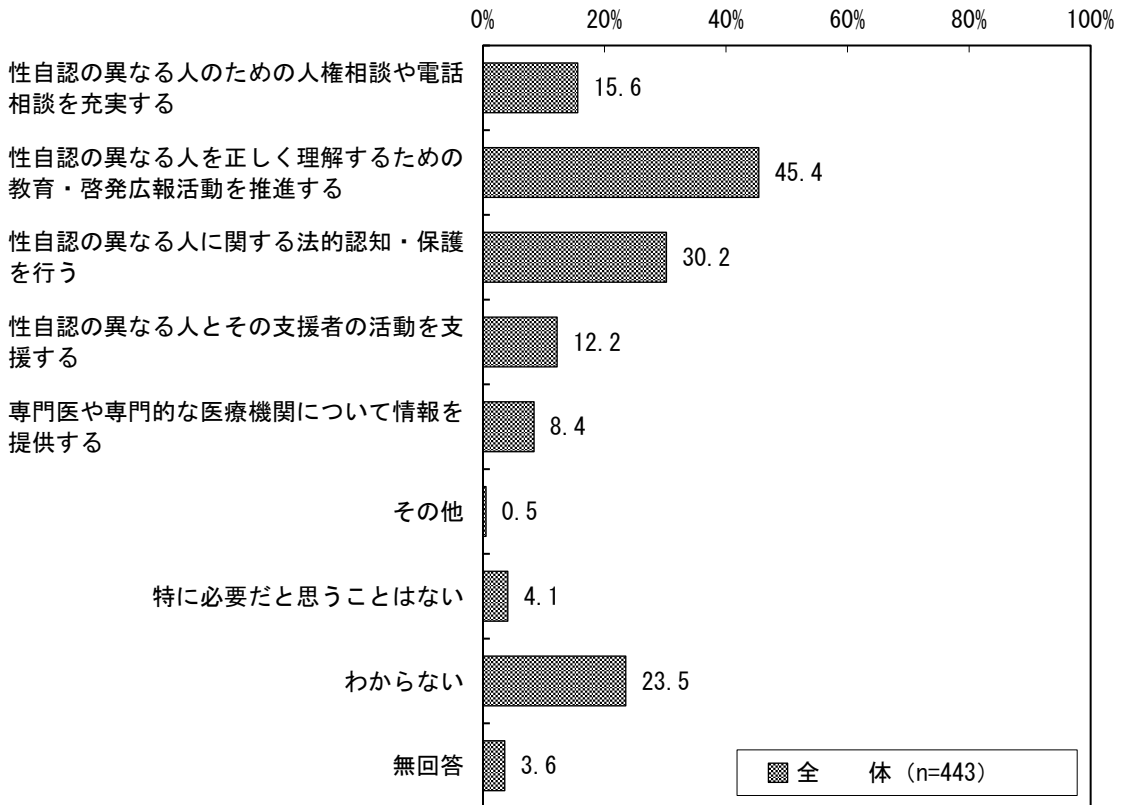
図表4-21 性的指向の異なる人の人権を守るために必要なこと（2つまで回答）





また、性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権を守るために必要なことについてたずねたところ、「性自認の異なる人を正しく理解するための教育・啓発広報活動を推進する」が45.4%と最も高く、次いで、「性自認の異なる人に関する法的認知・保護を行う」(30.2%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は4.1%と低くなっていますが、「わからない」が2割を超えています。

図表4-22 性自認の異なる人の人権を守るために必要なこと（2つまで回答）



性的指向や性自認についてはわかりにくく、そのために偏見や差別があります。偏見や差別をなくすため、正しい知識や認識を習得し、理解を深める取り組みが求められています。

必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①性的指向の異なる人や性自認の異なる人に関する人権問題や人権施策についての情報の収集や周知に努めます。
- ②性的指向の異なる人や性自認の異なる人への偏見や差別をなくすため、関係機関等と連携し、正しい理解を深める教育・啓発活動に取り組むとともに、相談・支援体制の整備等に努めます。





11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの利用の拡大に伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者も拡大しています。

このように、便利さから利用が広がる一方、他人への誹謗(ひぼう)・中傷や個人のプライバシーに関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる行為が急増しているほか、学校裏サイトやネットいじめなども社会問題となっており、自殺者も出ています。さらに、コミュニティサイトに起因する児童買春、児童ポルノによる被害児童の増加も懸念されています。

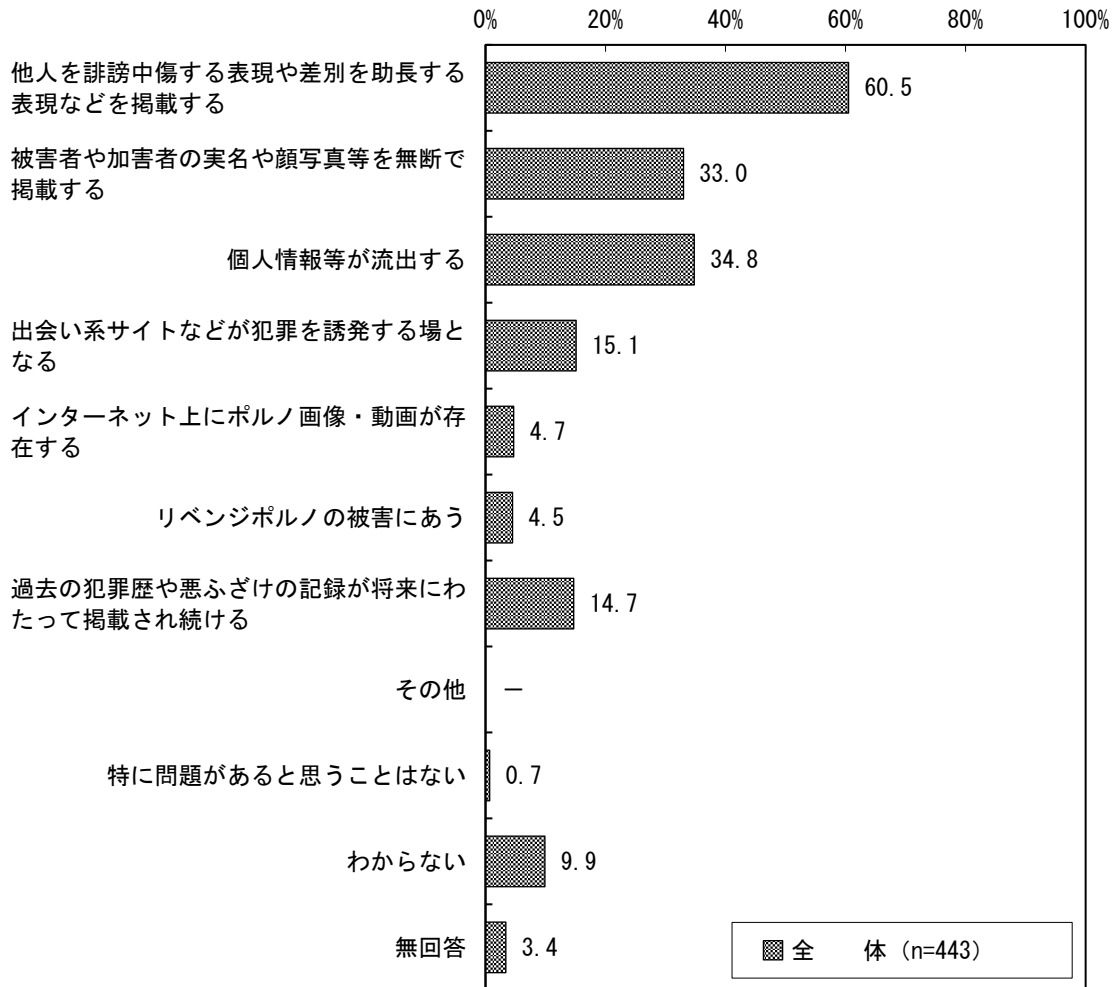
美濃市においては、インターネットをめぐるマナーやモラル、犯罪につながる可能性などについての学習会や研修会を開催するとともに、「美濃市自殺対策計画」を策定（「わくわく元気プラン美濃21」として策定）し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、助け合い、支え合える社会をつくるための取り組みを進めています。





2021年調査において、インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うことをたずねたところ、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載する」が60.5%と特に高く、次いで、「個人情報等が流出する」(34.8%)、「被害者や加害者の実名や顔写真等を無断で掲載する」(33.0%)などとなっています。なお、「特に問題があると思うことはない」は0.7%とわずかです。

図表4-23 インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うこと（2つまで回答）

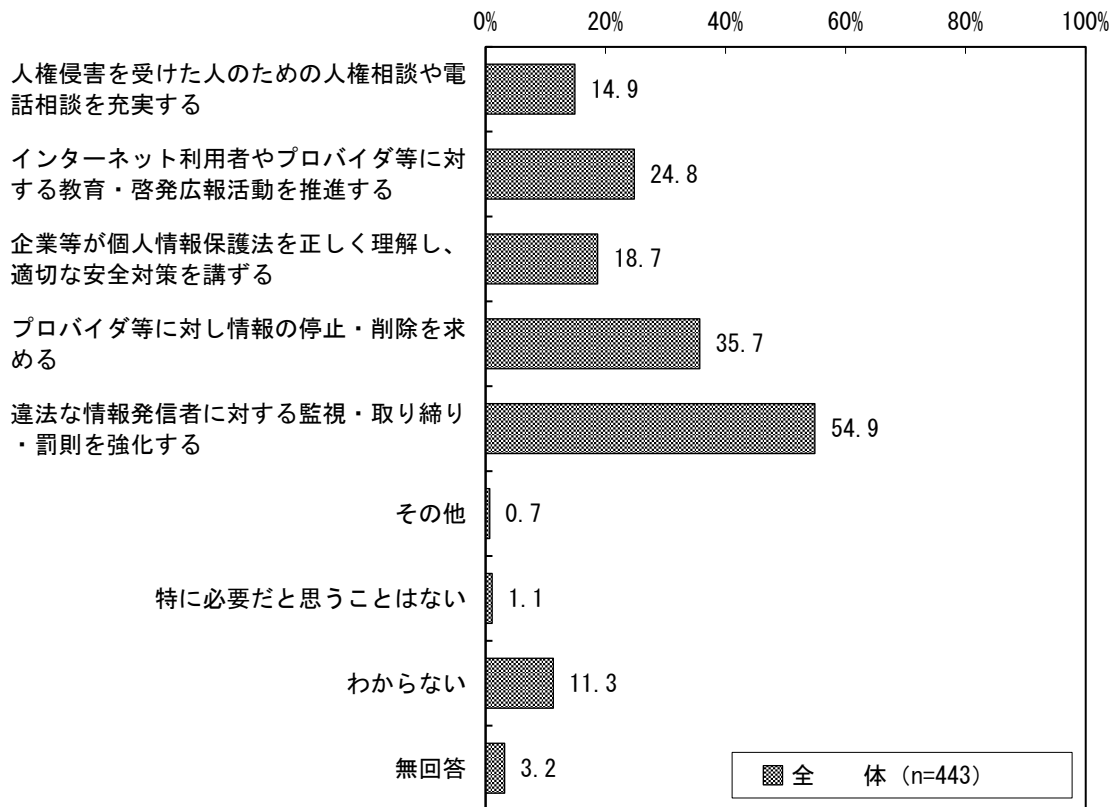




(2) 取り組みの方向性

2021年調査において、インターネットによる人権侵害を解決するために必要なことについてたずねたところ、「違法な情報発信者に対する監視・取り締り・罰則を強化する」が54.9%と特に高く、次いで、「プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める」(35.7%)、「インターネット利用者やプロバイダ等に対する教育・啓発広報活動を推進する」(24.8%)などとなっています。なお、「特に必要だと思わない」は1.1%とわずかです。

図表4-24 インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと（2つまで回答）





市民の関心が高いように、現在、「インターネットによる侵害」は大きな社会的な問題となっています。インターネット上での悪質な書き込みなど権利侵害があった場合には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）により、そのサービスプロバイダ等が書き込みを削除することができるようになっています。しかし、インターネットによる人権侵害を防ぐためには、利用者一人ひとりが人権意識を高めるとともに、インターネットの利点と問題点を正しく理解していく必要があります。

必要に応じて市民等と協働するなどし、次の取り組みを推進します。

- ①情報の発信者としてのマナーやモラルを正しく身につけるとともに、人権の尊重についての正しい理解が広まるよう、継続して学校教育や社会教育に取り組めます。
- ②インターネット上での人権侵害のおそれのある書き込みやいじめ、個人情報流出など、プライバシーに関わる問題には、法務局などの関係機関等と連携し、適切に対応します。





12 さまざまな人権問題

(1) 現状と課題

これまで掲げた問題以外にもさまざまな人権にかかわる問題があります。

①アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、その文化が十分に保存・伝承されているとは言い難い状況です。アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見や差別の問題にも結びつくものです。少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、アイヌの人々に関する理解を深めていく必要があります。

②北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会における重大な人権侵害犯事件であるとの認識を持つことが重要です。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12月10日～12月16日）が設けられるなど、北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題についての啓発が進められています。美濃市においては、2018（平成30）年8月に「夢と絆～拉致問題から人権を考える～」と題して人権問題市民啓発講演会を開催しました。引き続き、国や岐阜県、関係団体等に協力し、広く関心と認識を深めていく必要があります。

③人身取引の被害者の人権

人身取引（トラフィッキング）は、性的搾取、強制労働等を目的とした重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深めるよう、正しい情報を発信していく必要があります。

④ホームレスの人権

ホームレスの人たちは、失業や家庭問題などさまざまな要因により、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずに野宿生活を余儀なくさせられています。ホームレスの中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、野宿生活者と地域社会とのあつれきが生じるなどホームレス問題は大きな社会問題となっており、ホームレスへの嫌がらせや暴行などの人権侵害の問題も発生しています。ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、近隣住民の人権にも配慮しながら、地域の理解や協力を深めるとともに、ホームレスの人々が、地域で自立して生活することができるよう、状況の把握と相談支援に取り組む必要があります。





⑤東日本大震災に起因する人権問題など新たな人権課題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災など、予測できない自然災害においては、未曾有の被害がもたらされるとともに、被災した人々が差別を受けたり、風評被害を受けるなどの問題が発生します。さらに、こうした大規模災害による避難生活におけるプライバシーなどの問題も懸念されています。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、さまざまな問題を解決していくとともに、新たな人権課題の発生を防止していく必要があります。

（2）取り組みの方向性

これらの問題や今後新たに発生する人権問題については、情報の収集や周知に努めるとともに、関係機関等と連携し、正しい理解を広める啓発活動や相談・支援に対応する職員の育成などに取り組みます。





第5章 人権施策の推進に向けて

1 推進体制

人権に関わる問題が多様化する中、人権施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、民生部と教育委員会が中心となり、関係部局の役割分担の明確化と緊密な連携を図ることにより、第3章の基本施策の有機的な推進とともに、第4章の分野別の課題の解決に向けたきめ細かな施策展開を図っていきます。

なお、人権施策の推進にあたっては、市民、関係団体、企業等との協働に取り組みます。

2 進捗管理

基本理念の実現に向け、この指針では、10年後の「めざす姿」を掲げ、その達成に向けて3つの指標を設定しています。この指標の進捗度をアンケート調査を活用して定期的に把握し、分析した結果（証拠）に基づき、第3章の基本施策や第4章の分野別の取り組みの充実、見直し等を行うことにより、美濃市における人権施策の進捗管理を総合的に実施します。

また、10年後の「めざす姿」については、市民等と共に達成をめざし、市民等と成果（進捗度）を共有することにより、美濃市における人権施策のより効果的な推進を図ります。





第6章 参考資料

I 指針の策定経過

年 月 日	内 容
○2021（令和3）年	
10月15日	第1回美濃市人権施策推進指針策定委員会 （美濃市人権施策推進指針（第4次）の策定等について）
11月1日～15日	「人権に関する市民意識調査」 ※調査の概要は7頁を参照
○2022（令和4）年	
2月1日	第2回美濃市人権施策推進指針策定委員会 （美濃市人権施策推進指針（第4次）の素案について） ※新型コロナウイルス感染拡大のため書面開催
2月10日～3月11日	パブリックコメント → 0件
3月22日	第3回美濃市人権施策推進指針策定委員会 （美濃市人権施策推進指針（第4次）の最終案について）





○美濃市人権施策推進指針策定委員会設置要綱

2011（平成23）年10月3日 施行

（設置）

第1条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第5条に基づき美濃市人権施策推進指針（以下「推進指針」という。）の策定に当たり、幅広く意見を求めるため、美濃市人権施策推進指針策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事業）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 推進指針の策定に関する事項
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、推進指針の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、民生部福祉子ども課において行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。





○美濃市人権施策推進指針策定委員会委員名簿

区 分	所属等	氏 名	備考
委 員 長	元岐阜大学教授、岐阜県人権懇話会会長	藤田 敬一	学識経験者
副委員長	美濃会館	岩見三七夫	行政機関
委 員	特定非営利活動法人手をつなぐ女たちの会	片桐 妙子	学識経験者
委 員	美濃市小中学校長会	加藤 幸夫	関係団体
委 員	岐阜人権擁護委員協議会武儀部会	井上 司	〃
委 員	美濃市連合自治会	橘 真之介	〃
委 員	美濃市民生委員児童委員協議会	二村かず子	〃
委 員	岐阜県身体障害者福祉協会美濃市支部	辻 文男	〃
委 員	民同美濃	岩見 康則	〃
委 員	関美濃保護区保護司会	菊池 悦子	〃
委 員	美濃商工会議所	児山 房子	〃
委 員	美濃市民生部	小森 誠	行政機関
委 員	美濃市教育委員会	井上 博司	〃

※敬称略





2 世界人権宣言と人権関連条約・法規

○世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日

第3回国際連合総会採択

第1条〔自由平等〕

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条〔差別の禁止〕

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条〔生命、自由、身体の安全〕

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条〔奴隷・苦役の禁止〕

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条〔拷問・虐待・残虐刑の禁止〕

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない。

第6条〔人間として認められる権利〕

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条〔法の下における平等〕

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条〔救済を受ける権利〕

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条〔逮捕・拘禁・追放に対する保障〕

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条〔公平な裁判を受ける権利〕

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。





第11条〔刑事訴追に対する保障〕

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

第12条〔私生活・通信・名誉の保護〕

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条〔移転・居住の自由〕

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条〔迫害からの避難〕

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条〔国籍に関する権利〕

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条〔婚姻・家庭に関する権利〕

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条〔財産権の保障〕

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条〔思想・良心・宗教の自由〕

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条〔表現の自由〕

すべて人は、意思及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条〔集会・結社の自由〕

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。





2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条〔政治的権利〕

- 1 すべての人、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条〔社会保障〕

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条〔労働に関する権利〕

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条〔労働時間の制限・休息の権利〕

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条〔生活の保障・母子の保護〕

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他の不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条〔教育に関する権利〕

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。





第 27 条〔文化生活に関する権利〕

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条〔人権実現の秩序の享受〕

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条〔人権制限に対する保障〕

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条〔人権破壊活動の禁止〕

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。





○主な人権関連条約

名称（略称）	国際連合採択年月	日本締結年月	締結国・地域等数	概要
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）	1966 (S41).12	1979 (S54).6	171	労働の権利、社会保障についての権利、教育及び文化活動に関する権利等のいわゆる社会権を主として規定している。
市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）	1966 (S41).12	1979 (S54).6	173	人は生まれながらにして自由であるという基本的考えのもと、個人の生活を公権力の干渉や妨害から保護するという観点に立った権利、つまり自由権的権利を中心に規定している。
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）	1965 (S40).12	1995 (H7).12	182	締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なく実施すること等を内容としている。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）	1979 (S54).12	1985 (S60).6	189	締約国には、女性であるとの理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる、完全な男女平等を実現することを目的として、遅滞なく措置をとることが求められている。
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）	1984 (S59).12	1999 (H11).6	171	「拷問」を公務員等が情報収集等のために身体的、精神的な重い苦痛を故意に与える行為と定義し、各締約国が拷問を刑法上の犯罪とするとともに、そのような犯罪人の引渡し等について規定している。
児童の権利に関する条約（児童の権利条約）	1989 (H1).11	1994 (H6).4	196	世界には、貧しさや飢え、戦争等で苦しんでいる子どもたちがたくさんおり、そのような現実を踏まえ、18歳未満のすべての子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的としている。
強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）	2006 (H18).12	2009 (H21).7	63	拉致を含む強制失踪を犯罪として定め、その処罰の枠組みの確保及び予防に向け締約国がとるべき措置等について規定している。
障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）	2006 (H18).12	2014 (H26).1	182	障がいのある人の人権、基本的自由の享有の確保等を目的とし、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や障がいのある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等の障がいのある人の権利実現のために締約国がとるべき措置等について規定している。

※締結国・地域等数は、2020（令和2）年10月現在。「令和3年度版 人権の擁護」（法務省）より引用。





○日本国憲法（抜粋）

1946（昭和21）年11月3日 公布

1947（昭和22）年5月3日 施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

〔基本的人権の享有〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務並びにこれらの濫用の禁止〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔国民の平等性〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。





〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔思想表現の自由〕

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家庭生活における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の向上に努める国の義務〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と教育を受けさせる義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利及び義務〕

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

〔基本的人権の本質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。





○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年11月19日 公布

2000（平成12）年12月6日 施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期目）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。





(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。





○その他の主な人権関連法

分野	名称（略称）	公布年月	施行年月
女性	売春防止法	1956(S31).5	1957(S32).4
	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	1972(S47).7	1972(S47).7
	男女共同参画社会基本法	1999(H11).6	1999(H11).6
	ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	2000(H12).5	2000(H12).11
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	2001(H13).4	2001(H13).10
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	2015(H27).9	2015(H27).9
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	2018(H30).5	2018(H30).5
子ども	児童福祉法	1947(S22).12	1948(S23).1
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）	1999(H11).5	1999(H11).11
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	2000(H12).5	2000(H12).11
	子ども・若者育成支援推進法	2009(H21).7	2010(H22).4
	子ども・子育て支援法	2012(H24).8	2015(H27).4 ※新制度
	いじめ防止対策推進法	2013(H25).6	2013(H25).9
	子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）	2013(H25).6	2014(H26).1
高齢者	老人福祉法	1963(S38).7	1963(S38).8
	高齢社会対策基本法	1995(H7).11	1995(H7).12
	介護保険法	1997(H9).12	2000(H12).4
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	2001(H13).4	2001(H13).8
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	2005(H17).11	2006(H18).4
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	2006(H18).6	2006(H18).12
	成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）	2016(H28).4	2016(H28).5
障がいのある人	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	1960(S35).7	1960(S35).7
	障害者基本法	1970(S45).5	1970(S45).5
	身体障害者補助犬法	2002(H14).5	2002(H14).10
	発達障害者支援法	2004(H16).12	2005(H17).4
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	2005(H17).11	2006(H18).4
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	2011(H23).6	2012(H24).10
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	2013(H25).6	2016(H28).4
	ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）	2018(H30).12	2018(H30).12
同和問題	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	2016(H28).12	2016(H28).12





分野	名称（略称）	公布年月	施行年月
外国人	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	2016（H28）. 6	2016（H28）. 6
感染症患者等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	1998（H10）. 10	1999（H11）. 4
	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）	2008（H20）. 6	2009（H21）. 4
	新型インフルエンザ等対策特別措置法 * 新型コロナウイルス感染症に対応するため、2021（令和3）年2月に一部改正	2012（H24）. 5	2013（H25）. 4
犯罪被害者等	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者等保護法）	2000（H12）. 5	2000（H12）. 11
	犯罪被害者等基本法	2004（H16）. 12	2005（H17）. 4
性的少数者	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）	2003（H15）. 7	2004（H16）. 7
インターネットによる人権侵害	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）	2001（H13）. 11	2002（H14）. 5
	自殺対策基本法	2006（H18）. 6	2006（H18）. 10
	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）	2014（H26）. 11	2014（H26）. 11
さまざまな人権問題	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）	2019（H31）. 4	2019（R1）. 5
	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）	2002（H14）. 12	2003（H15）. 1
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権侵害対処法）	2006（H18）. 6	2006（H18）. 6
	人身保護法	1948（S23）. 7	1948（S23）. 9
	生活保護法	1950（S25）. 5	1950（S25）. 5
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）	2002（H14）. 8	2002（H14）. 8
	生活困窮者自立支援法	2013（H25）. 12	2015（H27）. 4
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（子ども・被災者支援法）	2012（H24）. 6	2012（H24）. 6
個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）	2003（H15）. 5	2003（H15）. 5	

※名称は、2022（令和4）年1月現在。公布・施行年月は当初。



3 人権関連相談窓口等

分野	名称・機関	場所等	電話番号等	受付日時	備考
全般	みんなの人権 110番	—	0570-003-110	平日 8:30~17:15	岐阜地方法務 局に転送
	インターネット 人権相談	https://www.moj.go.jp/ JINKEN/jinken113.html	—	—	岐阜地方法務 局から回答
	岐阜県人権相談	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 7 階 人権啓発センター	058-272-8252 FAX278-2615	平日 9:00~17:00	
	美濃市人権相談	美濃市新町 2057 番地 美濃会館	0575-35-0526	第 1 水曜日 13:00~15:00	人権擁護委 員が対応
女性	女性の人権ホッ トライン	—	0570-070-810	平日 8:30~17:15	岐阜地方法務 局に転送
	岐阜県女性相談 センター	—	058-213-2131	毎日 9:00~24:00	面接相談(予 約制)あり、 DV 等の相談
	岐阜県男女共同 参画・女性の活 躍支援センター	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 第 2 棟 9 階	058-278-0858	月~木曜日 第 1・3 土曜日 9:00~17:00	
	岐阜県配偶者 暴力相談支援 センター	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 中濃県事務所福祉課	0575-33-4011	平日 9:00~17:00	
	ぎふ性暴力被害 者支援センター	—	058-215-8349	24 時間受付	面接相談(予 約制)あり
子ども	子どもの人権 110番	—	0120-007-110	平日 8:30~17:15	岐阜地方法務 局に転送
	児童相談所虐待 対応ダイヤル	—	189	24 時間受付	中濃子ども相 談センターに 転送
	岐阜県教育相談 ほほえみダイヤ ル	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 11 階 学校安全課	0120-745-070 058-271-3328	平日 9:30~16:15	いじめ等の 相談
	美濃市教育相談	美濃市生櫛 88-24 学校教育課	0575-35-2711	平日 9:00~16:00	いじめ等の 相談
高齢者	美濃市地域包括 支援センター	美濃市 1350 美濃市役所 1 階	0575-33-1122 内線 145	平日 8:30~17:15	高齢者虐待 等の権利擁 護の相談
	消費生活相談	美濃市 1350 産業課	0575-33-1122 内線 264	月・火・木・金 9:00~17:15	悪徳商法等 の相談
障がいのある 人	岐阜県障がい者 差別解消支援セ ンター	岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館 6 階	058-215-9747 FAX277-7217	平日 9:00~17:00	障がい者差 別等の専門 相談
	岐阜県障害者権 利擁護センター	—	058-215-0618 FAX215-0619	24 時間受付	障がい者虐 待等の権利 擁護の相談
	美濃市障がい者 基幹相談支援セ ンター	美濃市 1350 福祉子ども課	0575-33-1122 内線 152 FAX35-1997	平日 8:30~17:15	障がい者虐 待等の権利 擁護の相談
同 和 問 題	美濃会館	美濃市新町 2057	0575-35-0526	平日 9:00~17:00	



分野	名称・機関	場所等	電話番号等	受付日時	備考
外国人	外国語人権相談ダイヤル	—	0570-090-911	平日 9:00~17:00	中国語、ベトナム語等 10カ国語に対応
感 患 染 者 症 等	岐阜県関保健所	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 健康増進課	0575-33-4011 (代表)	平日 8:30~17:15	感染症等の相談
	美濃市保健センター	美濃市 2423-1	0575-33-0550	平日 8:30~17:15	感染症等の相談
犯 害 罪 者 被 等	ぎふ犯罪被害者支援センター	—	0120-968-783 058-268-8700	平日 10:00~16:00	面接相談(予約制)あり
性 少 的 数 者	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	—	058-278-0858	第3金曜日 17:00~20:00	LGBTの専門相談
イ に よ る 一 人 ネ 権 ッ 侵 ト 害	違法・有害情報相談センター	https://ihaho.jp/	—	—	※当該センターのサイトにて相談受付
そ の 他	関総合労働相談コーナー	関市西本郷通 3-1-15 関労働基準監督署	0575-22-3251	平日 8:30~17:15	職場でのパワハラ、いじめ等の相談

※2022（令和4）年1月現在。





4 用語解説

あ行

アイヌの人々

日本列島北部周辺、とりわけ、北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族のこと。

エイズ

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）感染により免疫機能が破壊されて働かなくなる病気（後天性免疫不全症候群）。

H I V感染者

エイズの原因となるH I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染したものの、エイズ特有の症状が出ていない人のこと。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬の打ち回しなどによって血液感染する。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していく。

S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネットを利用して人と人のつながりを促進することを目的とした会員制のウェブサイトのこと。趣味、地域などに特化した比較的狭いものやフェイスブック、ツイッターなど規模の大きなものがある。情報を発信したり、さまざまな人や情報に出会える反面、写真や個人情報を不用意に公開してしまうことによるトラブル、誹謗中傷を受ける、犯罪に巻き込まれるなどの問題が生じている。

えせ同和行為

同和問題は、怖い問題であり、避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとにさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植えつけるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれている。

L G B T

女性の同性愛者（Lesbian）と男性の同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、からだの性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人（Transgender）のそれぞれの頭文字で示した、性のあり方が典型的な男女間のそれとは異なる人々の総称。なお、これらにあてはまらない人（自分の性のあり方を決められない、わからない、決めない人（Questioning）など）も加えて「L G B T Q +」などと表されることもある。





か行

基本的人権

すべての人が人であるかぎりにおいて持っている権利。

グローバル化

政治・経済、文化など、さまざまな側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりや認知症の高齢者、障がいのある人などの権利を守ること。

合理的配慮

「障害者権利条約」によると、障がいのある人が障がいのない人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または、行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整のことで、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または、過度の負担を課さないものをいう。

コミュニティサイト

利用者間で情報交換や交流を行う場として提供されるウェブサイトのこと。

さ行

ジェンダー

人間には生まれつきの「生物学的性別」(セックス)がある一方で、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的性別」(ジェンダー)という。「ジェンダー」は、それ自体に良い、悪いの価値を含む言葉ではなく、国際的にも使われている。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国(法務省)が中心となって呼びかけている全国的な運動で、1951(昭和26)年から実施されている。

人権

人としての尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利。





人権感覚

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」によると、日常生活の中で人権上問題のあるようなできごとに接した際に、直感的にそのできごとがおかしいと思う感性や、日常生活の中で人権尊重を基本においた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような感覚のこと。

人権教育

人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動のこと。

人権啓発

人権尊重の理念の普及と理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）のこと。

人権尊重

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、相互に尊重し合うこと。

人権擁護委員

人権擁護委員法（1949（昭和24）年施行）に基づき、人権相談を受けて問題解決の支援をしたり、法務局と連携して人権侵害による被害者の救済をしたり、人権についての啓発活動を行う、法務大臣が委嘱する民間の人で、任期は3年。美濃市では6人が活動している。

人身取引（トラフィッキング）

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」によると、搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫、もしくは、その行為、誘拐、詐欺、権力の濫用、ぜい弱な立場に乗ずることなど、または、他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭や利益の授受の手段を用いて、人を獲得、輸送、引き渡し、蔵匿、収受すること。なお、搾取は、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働、役務の提供、奴隷化、もしくは、これに類する行為、隷属または臓器の摘出を含むとされる。

ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまといなど、身体的安全や住居等の平穏、名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復すること。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念。「こころの性」ともいう。





性的指向

人の恋愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を示す。

性同一性障がい

「からだの性」と「こころの性」が一致しないため、違和感で悩んだり、「からだの性」を「こころの性」に近づけるために性の適合を望んだりする症候。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない成人の財産管理や日常生活上の援助をする制度のこと。家庭裁判所が個々の事案に応じて成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）を選任する「法定後見制度」と本人が任意後見監督人やその権限を自分で決めることができる「任意後見制度」がある。

セクシュアル・ハラスメント

→ ハラスメント

ソーシャルインクルージョン

「社会的包摂」という意味で、障がいのある人などを含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念。なお、そういう社会を「インクルーシブ社会」「共生社会」などという。

た行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の住民や多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域を共につくり、暮らしていく社会のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力のこと。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含む概念をいう。





な行

二次的被害

事件に遭ったことによる精神的なショックや身体的不調、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のこと。

ネグレクト

子どもや高齢者、障がいのある人などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。

ノーマライゼーション

障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざすという理念。

は行

ハラスメント

さまざまな「いやがらせ」行為の総称。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせる「セクシュアル・ハラスメント」（セクハラ）や妊娠、出産、育児休業等を理由に不利益な扱いなどをする「マタニティ・ハラスメント」（マタハラ）、同じ職場で働く者に対し、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与え、または、職場環境を悪化させる「パワーハラスメント」（パワハラ）など、さまざまな場面で用いられる。

バリアフリー

もともとは建物内の段差解消など物理的障壁の除去という意味で、より広く、高齢者や障がいのある人などの社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去のことをいう。

ハンセン病

「らい菌」により皮膚と末梢神経が侵される細菌性感染症のこと。感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒することができる病気。

ひきこもり

さまざまな要因により社会的な参加の場面が狭まり、就学や就労など自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。特定の精神疾患を有する場合とそうでない場合があり、社会問題となっている。





プロバイダ

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用する際には、専用線や電話回線などを通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをする業者。

ヘイトスピーチ

特定の対象（人物や集団）に対する敵意や憎悪を過激な表現を用いて直接に示す言動の総称。特に、国外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題となっている。

ボーダレス化

国家・地域の垣根を越えて世界規模に広がり、国籍が意味をなさないほど活動の場が国際的に広がっている現象のこと。

ま行

マタニティ・ハラスメント

→ ハラスメント

美濃市犯罪被害者等支援条例

美濃市が、2018（平成 30）年 12 月に、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念や市、市民等の責務、相談及び情報の提供、経済的負担の軽減、広報及び啓発、民間支援団体等に対する支援等について定めた条例。

ら行

ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などにわけた、それぞれの段階のこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味で、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といったライフステージに応じて多様な生き方が選択、実現できる状態のこと。



美濃市人権施策推進指針（第4次）

発行年月 2022（令和4）年3月
発行者 美濃市民生部福祉子ども課
〒501-3792 岐阜県美濃市1350番地
TEL 0575-33-1122（代表）
FAX 0575-35-1997
Email fukushikodomo_540@city.mino.lg.jp

